

平成12年度 スクールカウンセラー研究連絡会 報告書

スクールカウンセラー、 さらなる活用に向けて

- スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動 -

スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて

スクールカウンセラー研究連絡会 全体会研究討議要旨

「児童生徒の問題行動とその対応の実態」に関する調査研究

総括：スクールカウンセラー活用調査研究委託事業を振り返って

平成13年 2 月

兵庫県立教育研修所 心の教育総合センター

目 次

第 1 章	スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて	1
	兵庫県臨床心理士会 会長・武庫川女子大学 教授 杉村 省吾	
第 2 章	スクールカウンセラー研究連絡会 全体会研究討議要旨	11
	- スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動 -	
第 3 章	「児童生徒の問題行動とその対応の実態」に関する調査研究	18
	上地 安昭(心の教育総合センター)	
	古田 猛志(心の教育総合センター)	
第 4 章	総括：スクールカウンセラー活用調査研究委託事業を振り返って	47
	スクールカウンセラー活用調査研究委託事業について	
	県教委義務教育課	
	スクールカウンセラー活用調査研究委託事業のまとめ	
	臨床心理士会 副会長 武庫川女子大学 教授 馬殿 禮子	
	学校に新風を吹き込む	
	播磨町立播磨中学校 校長 加藤 敏雄	
	伸びてゆく子どもたちの傍にいる幸せ	
	小学校スクールカウンセラー 岡崎 順子	
	スクールカウンセラーの仕事を考える	
	中学校スクールカウンセラー 住本 吉章	
	高等学校のスクールカウンセラーとして	
	高等学校スクールカウンセラー 荻野 千尋	
資料		67
	平成 12 年度スクールカウンセラー研究連絡会 実施要項・日程	
	平成 12 年度スクールカウンセラー研究連絡会 参加者名簿	
	平成 10 年度スクールカウンセラー研究連絡会報告書「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」目次	
	平成 11 年度スクールカウンセラー研究連絡会報告書「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」目次	
	「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」に関するアンケート用紙	

序 文

心の教育総合センター 所長 上地 安昭

平成7年度からわが国の文部省が推進してきた、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」は、年度毎にカウンセラーの配置校と予算額が増大され、平成12年度をもって調査研究としての業務に一応の区切りがつけられることになっている。本調査研究委託事業は、年々増えつづける、“いじめ”や“不登校”問題の解消のために導入された、画期的なプランであることは周知のとおりである。本事業の5年間にわたる成果は、学校および社会から概ねポジティブな評価を得ており、継続して平成13年度から5年計画でさらに事業が拡大される方向が発表されている。

公的な教育機関としては、全国で初めて設置された兵庫県立教育研修所・心の教育総合センターでは、設立当初の平成10年度から県下のスクールカウンセラーの研修を目的に、毎年「スクールカウンセラー研究連絡会」を実施してきた。その際、各年度毎にテーマを設定し、スクールカウンセラーの配置校を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果の資料に基づいて研究討議を重ねてきた。平成10年の初年度のテーマは「スクールカウンセラー活用の実態」で、配置校の校長・教頭へのアンケート調査結果の分析をおこなった（「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」平成11年3月、当センター発行）。平成11年度のテーマは「スクールカウンセラーと不登校」で、県下のスクールカウンセラーを対象に配置校における不登校への対応の実態についてのアンケート調査を実施した上で、調査研究について分析し討議した（「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」平成12年3月、当センター発行）。平成12年の本年度のテーマは、「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」で、本報告書の内容のとおり、昨年度と同じようにスクールカウンセラーを対象に実施したアンケート調査の結果を参考に研究討議がおこなわれた（「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」平成13年2月、当センター発行）。

このような経緯のもとに、とくに本年度の報告書は、本調査研究委託事業の5年間の総括を含めた内容で構成されている。

さて、スクールカウンセラーの導入によって学校はどのように変わったのであろうか。

- (1) とくに不登校の指導において、スクールカウンセラーの援助が有効であるとの教師や保護者の認識が高まった。
- (2) 教師以外のカウンセリングの専門家が学校スタッフとして必要であるとの要求の高まり。
- (3) 心の教育が重視されるこれからの学校教育におけるカウンセリングの意義についての理解が深まった。

このようなポジティブな評価と同時に、学校現場における児童生徒の不登校や問題行動の発生件数は減少することなく、依然として増えつづけている現状も無視できない。

スクールカウンセラー制度が、米国の学校並にわが国の学校へ本格的に定着し、その本来の効力を発揮するには、まだまだ時間が必要ではないかと考える。

本事業に関するこのような諸般の実情を背景に、本誌の内容をあらためてご検討いただき、「スクールカウンセラーのさらなる活用に向けて」、関係各位の積極的なご尽力を期待したいところである。

第1章

スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて

兵庫県臨床心理士会会長・武庫川女子大学教授 杉村 省吾

平成12年度 スクールカウンセラー研究連絡会

講演「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」より

私の今回の演題は「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」ということでございます。このタイトルはこれまでしばしば使ってこられ、皆さんのお手元にも、冊子『スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて』がございます。その1ページ目から、「スクールカウンセラー制度の現状と発展的課題」ということで、私の拙文も掲載しております。

今まで平成7年度の第1ステップ「導入・模索期」から平成11年度の第5ステップ「効果定着・成長発展期」を終えました。そして平成12年度に入りまして、第6ステップに踏み込んだところです。ご存じのように、平成12年度でこの委託事業が終わり、平成13年度からはおそらく新しい形で展開されていくだろうと言われております。特に平成13年度には、臨床心理士会に「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」に関して約645万円の予算がついておりますので、平成13年度もこのシステムはなくなると予測されます。むしろ一つの動向としては、発展的に展開されていくのではないかと思います。

学校側から見たスクールカウンセラー活動の評価

それはともかくとしまして、今日の演題を頂きましたので、これについてはお手元の資料を御覧いただきたいと思っております。これはすでにご存じのように臨床心理士報の第11巻2号にまとめられているものでございます。これは「学校側から見たスクールカウンセラー活動の評価 - 全国アンケート調査の結果報告 - 」です。

学校側から見たスクールカウンセラー活動の評価 - 全国アンケート調査の結果報告 -
日本臨床心理士会 SCワーキンググループ 代表：村山正治 担当：伊藤美奈子

- 1 調査対象
配置校（実験群）：全国の小・中・高校 1661校の管理職・生徒指導・相談係他
未配置校（統制群）：全国の小・中・高校 1661校の管理職・生徒指導・相談係他
- 2 調査内容：文部省初等中等教育局中学校課高等学校課の調査案を応用
質問票の内容
SCに対する期待
SC活動に対する評価
実際に行ったSC活動とそれにたいする満足度
SCに望む条件（臨床心理士、その他の心理職等）
配置に当たっての学校要因（学校の受け入れ体制や利用状況）
配置形態（単独校・巡回方式・拠点校方式）
SCとの情報交換スタイル（SCから話しかけてくれた、聞いたら話してくれた等）
教師自身の変化（カウンセリングの勉強に意欲が出てきた等）

その結果のみを次に抜粋してありますが、これが一番新しい情報だろうと思っております。全国的に約3000校を対象にして行われたものです。その中にコンパクトに全国的な調査の結果が報告されていますので、その文書のアンダーラインのつけられているところを御一緒に見ておきたいと思っております。

(1) スクールカウンセラーに対する期待や評価は、全体的に良好で、とりわけ配置校での評価が高かったようです。

(2) 活動内容についてみると、配置校では心理面接、カウンセリングなどの中核的な活

動では実施率が高いが、それ以外の研修・講演などの新しい役割については未配置校の予測を下回るものでした。

(3) 生徒・教師・保護者対象の心理面接、カウンセリングなどでは、未配置校より予想を上回る高い評価を得ていたが、親の会の実施や家庭訪問などの評価は未配置校よりやや低い傾向でした。これらの新しい領域はスクールカウンセラー自身が自ら開拓していくべき今後の課題でしょう。

(4) 学校側がスクールカウンセラーに求める条件としては、臨床心理士の資格が最も多く、続いて学校経験、病院経験というものが挙がっています。

(5) 勤務形態では「非常勤のまま日数を3日に増やす」が最も多くて、常勤を希望する声も大きかったようです。

(6) 校種別にみると、小学校での評価が最も良好で、高校では課題に対する危惧が最も大きかったようです。この課題というのがこの論文でははっきりしないのですが「当該の子どもや親が特別扱いされる気持ちになる」「クラスの生徒がカウンセリングを受けると担任としての力量が問われるような気がする」「子どもや保護者にカウンセリングに対する偏見や抵抗が強い」等です。これらは高等学校の先生が一つの課題として挙げていらっしゃる内容なのですが、赤裸々に表現されています。このような事情でなかなか高等学校では難しいという現状がございます。

(7) 次は単独校方式での評価が低くて、拠点校方式が最も好意的でした。勤務条件としては単独校方式で常勤化を希望する率が最も高かったということです。

(8) カウンセラーの受け入れの決定は、半数が管理職が決定しており、実際の受け入れについては9割以上の教員が「とてもよい」「よい」と回答しているということでした。

(9) 教育に意欲のある教職員の数は約半数程度で、意欲が殆どない数も3割以上あり、スクールカウンセラーの評価はこれと関係しています。これには私もデータを見て唖然とさせられました。この回答は校長先生、あるいは生徒指導の先生、相談係の先生が回答者だったのですが、自分の学校を省みて、半数ほどが意欲のない先生であると答えられています。さらに意欲が殆どない数も3割以上あるということです。結論からいいますと、意欲のある先生の方がスクールカウンセラー制度に関しては意欲的であるということで、これは当然のことと思われます。「意欲がない」とか「どうでもいい」という人はあまりスクールカウンセラーの存在を重要視しないようです。

(10) スクールカウンセラーからの情報開示が積極的であるほど教師の評価が高く、教師への影響力も大きかったようです。一人たこつぽに入っていないでこちらから積極的に話しかける、というカウンセラーの自己開示が非常に大きな役割として期待されています。

(11) スクールカウンセラーの効果と課題については、管理職の評価が最も低く、他の教師回答との間に差が見られました。校長先生や教頭先生の目には非常に辛いものがあります。私のように、もうちょっとしたら還暦になる年齢層なので、非常にクラシカルな考えをするのだろうというように私は思っております。

(12) スクールカウンセラーへの満足度は、生活指導担当の回答が最も高くみられました。そのほかの人はそれほど高くありませんでした。だから我々はややもすると生徒指導的立場の人にどうかな、という印象を往々にして持ちがちですが、実を言うと、現場の生徒指導の先生が一番スクールカウンセラーを頼りにしておられる、ということが浮き彫りにさ

れていると思います。

結語として、これは村山先生と伊藤先生がまとめられているのですが、学校の実態に合わせてどれだけ柔軟に対応できるかが、教師と共同作業を進めるスクールカウンセラーには問われているということです。従来の個人療法の枠や手法に過度にとらわれずに、また学校という枠に縛られずに、個人（つまり教師・子ども・保護者）と組織、そして地域社会との間を自由に、しかも柔軟に動き廻れるだけの素養と力を身につけるための努力が、これからのスクールカウンセラーに求められる課題であるということです。これは私の話の最後の方に出てきますが、インドアのカウンセリングシステムからアウトリーチといいますが、進んで出かけて行って手をさしのべることが今最も求められていることではないかと思えます。

以上が一番最近の全国レベルでのアンケート調査の結果です。20 ページありますので読むのが大変ですが、是非臨床心理士報 11 巻第 2 号を御覧頂きたいと思えます。

児童虐待防止法・ストーカー行為規制法の成立とスクールカウンセラーの役割

ご存じのように、児童虐待防止法・ストーカー行為規制法が5月 17、18 日に相次いで成立いたしました。それで今日はプリントの4 ページから8 ページに児童虐待防止法とストーカー行為規制法を全部入力をしてまいりました。既に官報などで報告されておりますので御覧になった方も多いかと思えます。

このように法改正が行われ、軒並みに施行されますと我々はやはり心理臨床的社会的援助のための関係法令をちゃんと知っておく必要があるとつくづく感じました。それで既にお持ちのことかと思いましたがプリントしてまいりました。

児童虐待防止法のチェックポイント

1 ページ目を見てもみますと児童虐待防止法のチェックポイントが8 行にわたって書いてあります。後ろの方には一つの条文だけでワンセンテンス 10 行くらいの児童虐待防止法が載せてあります。それを読みますと眠たくなりますので、このわずか8 行を読んでいただきますと児童虐待防止法の内容が分かるようになっていきます。

児童虐待防止法のチェック・ポイント

(H.12.5.17 成立、秋に施行予定)

虐待とは保護者が 18 歳未満の子どもに対して 身体的暴行、 わいせつな行為、
減食、長時間の放置、 著しい心理的外傷(トラウマ)を与える言動をいう。

要旨： 教師、医師、弁護士などに児童虐待を早期発見する努力義務。 職務上知り得た情報について、守秘義務違反の刑事責任を問わない免責規定。 児童相談所職員が虐待が行われている恐れがあると認めるときは立ち入り調査ができる。 立ち入り時に警察官の援助を求めることができる。 親の意に反して施設入所した子どもを、親が親権を主張して引き取り要求した場合、児童相談所長は親の面会や通信を制限できる。 虐待を続ける親にはカウンセリングを受けることを義務付ける。

その8行下には、先日私が西宮の子どもセンターに講演に寄せて頂いたときに、配布されました資料をプリントしてきました。ちょっと見ておきますと、平成4年度に兵庫県で児童虐待の通報受付状況は38件でした。ところが平成11年度は534件、実に15倍増になっております。

全国レベルで初めて調査されたのが昭和48年で、今から28年前です。私の手元に残っている記録ではその当時は401件でした。それが平成11年度には全国で11,631件にのぼっていて26年で約29倍になっています。

みなさま方もご存じのように、日本に比較して人口が約2倍のアメリカでは年間300万件もの児童虐待が生じています。そのうち重態になるケースが57万件くらいといわれています。だから日本とは比較にならないほど多いといえます。日本では推定2万件くらいといわれています。我々は児童虐待防止法とかストーカー行為規制法も視野に入れながら、臨床の現場で頑張っていけないといけないのではないかと思います。

児童虐待防止法案に関する要望書

その右のページは児童虐待防止法案に関する要望書です。これもみなさま方もすでにご存じのように、臨床心理士報に報じられています。児童虐待防止法案がでました途端に、政府の青少年問題特別委員会宛に河合隼雄会長名で下記のような要望書が提出されております。これも見ておきたいと思います。

(1) 家族(もと被虐待児である場合が多い)支援の視点を明文化し、法案名を例えば、「児童虐待の防止と家族の支援に関する法律」と命名されることを要望しています。

法案名は3年後に見直されることになっております。従って、児童虐待の防止と家族の支援の視点を明文化すべきである、というように要望しております。

(2) 「家族の指導」に関する記述は、「家族の支援」とする項目を設け、専門家によるカウンセリングや精神障害の治療等を、「受ける義務と提供する義務」を並立的に提示し、矯正指導的な印象を払拭することが望ましいとしています。

特に児童虐待の場合は世代間伝達していることが非常に多いわけですから、一方的に親を責めても何の意味もありません。その先代から被害者でもあるわけですから、いわゆる支援を受ける義務と提供する義務の両方が必要であるという視点です。これも我々の立場としては当然のことかと思えます。

(3) 国及び地方公共団体はこの点に配慮し、啓発努力すべきとの規定を盛り込み、その責務を強調しています

(4) 虐待防止問題は本来、子育ての支援の施策の中に位置づけられることが妥当である。また子どもあるいは虐待を受けた人々の意見もまた聴取されることが望ましいと指摘しています。

この要望書は既に衆議院青少年問題特別委員会まで上がっており、要望があったことに対してレスポンスが返ってきているようです。

ストーカー行為規制法のチェック・ポイント

次に、ストーカー問題です。これにつきましても長文の条文を後ろの方に掲げていますが、ここに書いてある9行がポイントです。

ストーカー行為規制法のチェック・ポイント

(H.12.5.18 成立、11月に施行予定)

要旨：つきまといとは、恋愛や好意感情が満たされなかったとき、怨恨を果たすため、次の行為をすることである。つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居を見張ったり、押し掛けること。行動を監視していることを告げること。面会、交際を強要すること。粗野で乱暴な言動をすること。無言電話、ファックスの無断送信。汚物、動物の死体などを送付すること。名誉を害する事項を告げること。

つきまといの規制：警察署長はつきまといをしてはならない旨を命じることができる。警告に従わない場合、公安委員会はつきまといをしてはならない旨を命じることができる。ストーカー行為の罰則(6月以下の懲役または50万円以下の罰金：親告罪) 命令違反(1年以下の懲役または100万円以下の罰金：命令違反)

これさえ一応頭に入れておいていただきますとストーカー行為規制法の概略が分かる仕掛けになっています。

ストーカー、境界性人格障害の心理

それで私が申し上げたいのは、番目辺のところでは、ストーカー、境界性人格障害の心理ということで、これはあくまでも仮説で、あまりはっきりと公式化できないわけですが、何故今いわゆるストーカー行為あるいは境界性人格障害等が増えてきているかということ私なりにフローチャートの的に考えてみました。

基本的信頼関係の欠如(不信) 恥・疑惑 罪悪感 劣等感 見捨てられたくない(対象喪失不安) しがみつき(依存) つきまとい(ストーキング) 自分は何者か分からない(同一性障害) 自分が思っていることを人に投げかけ相手も思っていると考える(投影同一視) 過大に羨望する(原始的理想化) 嫉妬、こき下ろし(価値の切り下げ) 慢性的空虚化 浪費、性的非行、物質乱用、暴走、むちゃ喰い(自傷的衝動性) キレル(激しい怒りの制御困難) 一過性の妄想様観念、解離性症状 自傷行為、自殺、脅迫、殺人の繰り返し

主にエリクソンの説を引用しながら書いたのですが、基本的信頼関係の欠如、つまり人間不信から恥・疑惑、罪悪感、劣等感というように進みます。次に見捨てられたくない(対象喪失不安)、それからしがみつき(依存)が始まります。それからつきまとい(ストーキング)、自分は何者か分からなくなります(同一性障害)。次に自分が思っていることを人に投げかけ、相手も思っていると考える、いわゆる投影同一視が始まります。それから過大に羨望する(原始的理想化)、嫉妬、こき下ろし(価値の切り下げ)を行い、これら一連のものが続きます。ちなみに1番から数字をふっていますのはDSM-の境界性人

格障害のチェック項目（10項目）になっています。このプロセスに従って進むだろうということです。遂には慢性的空虚化、浪費、性的非行、物質乱用、暴走、むちゃ喰い（自傷的衝動性）へと移行します。8番目にはキレるという現象で激しい怒りの制御が困難となります。だんだんと病的になりますが、一過性の妄想様観念、解離性症状、自傷行為、自殺、脅迫、殺人の繰り返しと、進んでいくと考えられなくもないということです。

みなさま方は長い臨床経験の中で少なくとも、境界性人格障害の生徒や成人の方にお会いになってこられたらと思います。このような方を同時に3人ほど抱えますと我々は自分がノイローゼになるのではないかというぐらいに追いつめられることとなります。ここには若手の方もいらっしゃるので申し添えますが、このボーダーラインパーソナリティは非常に増えてきているので相当慎重に対処する必要があるということです。まず我々が慣れない場合は手をださない方が無難だと思います。但し中学校や高等学校に行っておられる方は、ボーダーラインパーソナリティが非常に増えてきていることを実感しておられると思います。その時にどうするかということを我々は体験的にも知識的にも知っておく必要があると思いますので、ここに項目として挙げておきました。経験のある方はこれに当てはまることがおわかりだと思います。

境界性人格障害への対応

次に境界性人格障害への対応についてです。これは私のオリジナルも入っておりますが、だいたい鈴木先生や山中先生のを引用しております。

診断面接をまず実施することです。

安易に引き受けないということです。

関係医療機関との連携を図るということです。

これは入院のことも考えざるを得ないことがあるということです。

本症に対する共通理解を図ることです。

どのようなことが起こってくるかということを学校関係者・生徒指導関係者・管理職の人たちに知ってもらうことが大事になります。中傷するような文章が飛び交ったり無言電話がかかったりしますので、そういうことが起こってくることを先生方に知ってもらうことも大切です。

一番大事なものは限界設定です。

ロジャース流のカウンセリングをしておられる方は、いわゆるノイローゼぐらいまでで、ボーダーライン以上になりますと、これは生半可なことでは解決しません。従ってしっかりとした限界設定をしなければなりません。

幻想的な期待を抱かせず、適切な距離を保つということです。

認知のギャップの確認が必要です。

彼らは非常に理想化した後、すぐ価値の切り下げを行います。気分の易変性がものすごく強いわけです。従って、この目の前で、今ここでそれぞれの感じ方が違うんですね、という認知のギャップのずれを確認していく必要があります。

行動化を積極的に取り上げて、繰り返される思考・行動パターンを共に考えて、投影同一視の出現を繰り返し直面化させることが大切です。

これはもう、直面するしか仕方がないです。

周囲に依存しなければ行動化は減少し、抑鬱に傾いていきます。

治療者との間に体験した対人関係パターンが内在化されることを期待します。

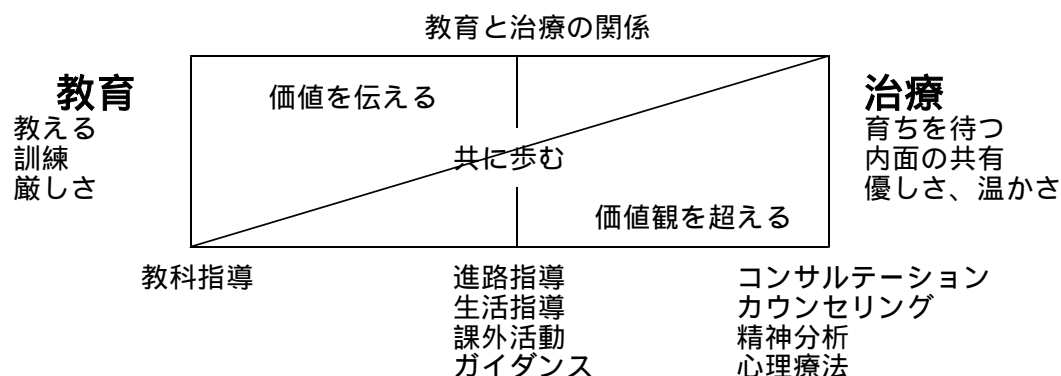
そして

分離不安に抗し、治療者からの巣立ちを図ります。

これだけでも1年2年かかると思います。下手すると3年4年かかるような例もあります。我々は今後増えてくるボーダーラインパーソナリティに対して本腰を入れて関わらないといけないと私自身感じております。

教育と治療

教育と治療について一般的に言われていることですが、我々は現場でしっかりと教育モデルに関わることが大事だと思います。我々は心理モデルをベースにしながら、教育現場に足をかけながら関係をもっていく必要があるということを私は申し上げたいわけです。教育というのは教えること、訓練すること、厳しさが伴うということです。そして子どもは8割くらいはそれで変わっていくわけです。しかしながらあとの1~2割というのはそれではなかなか変わっていかない。これは当然のことです。



カウンセラーのコンセプト・チェンジ

最後にカウンセラーのコンセプトチェンジのまとめとして次の7つのことを申し上げます。

1番目は、先ほど申しましたように、インドアからアウトリーチへのコンセプト・チェンジということです。

2番目は、カウンセリングモデルと教育モデルがありますが、我々は教育モデルの中でカウンセリングを実施していかなければならないということです。

3番目は、関連領域との連携です。教員・管理職・養護教員・生徒指導・児童相談所・病院・警察等との連携が今後も大いに求められると思います。

4番目は、我々のネットワークの構築です。

5番目は治療構造と治療方針の見直しです。つまり我々は学校現場へ出かけて行っております。それも週に2回とか1回とか月に1回とかで、短期に勝負しなければなりません。長期の心理療法というのは非常に難しくなってくる場合があります。従いまして、短期間のブリーフセラピー等も取り入れていかなければならないということです。

6番目はスーパービジョンシステムの確立です。若手の方々のためのスーパービジョンシステムを早期に確立していかなければなりません。

最後の7番目は、本日簡単に駆け足で話しました、我々に必要な関連法規の学習ということです。恐らく8月になりましたら警察法が改正になると思います。今、刷新会議が行われています。それからおそらく年内か年明けくらいには少年法が改正されると思います。ドメスティックバイオレンス法はWHOも求めてきておりますから、諸外国が動いて日本が初めて動き出すという状況であります。相次いで関連法規が成立、改正されたりしますので、我々はその辺も視野に入れながら心理臨床をやっていかなければならないのではないかと思います。

駆け足でしかお話できませんでしたが、先生方のご理解をお願い申し上げたいと思います。最後になりましたが、県立教育研修所長の乾征夫先生、心の教育総合センター所長の上地安昭先生、それから森野正路先生にこのような研修会を開催していただいたことを兵庫県臨床心理士会会長として厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

第2章

スクールカウンセラー研究連絡会 全体会研究討議要旨

- スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動 -

平成12年度 スクールカウンセラー研究連絡会

全体会 - 「児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」を中心として -

(1) 各分科会報告 (2) 全体討議 より

司会：

それでは、「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」の討議にはいります前に、各分科会からの報告をお願いいたします。

各分科会報告

小学校：

担任の問題の抱え込みについての話が出ました。担任の気持ちを引き出していくような潤滑油になっていくのがスクールカウンセラーの役割ではないか。また、問題をオープンにしていくことで、学級の問題にとどめないで学年、更には学校全体で支えていけるような道をつけていければいいのだが、という形でまとまりました。

中学校A：

私たちの班では、いじめ、暴力問題を中心に、スクールカウンセラーの現在の活動を順番に報告していきました。

大きく分けていじめ、暴力問題に関わっている方とアンケートを受けた時点では関わっていない方とに分けられました。アンケート時点ではなかったが、1学期を終えるこの時期になって少しずついじめの問題が出てきているというお話もありました。また、表立ってはいじめということでは聞いていないが、不登校の生徒でその問題となったきっかけのところでいじめがあった。小学校の時にいじめられたのをきっかけに学校に行けなくなったという相談があるという発表もありました。

そういった話の中から、やはり初期対応が非常に大切ではないか、ということが言われました。今現在、中学校に重点が置かれているけれども、今後、小学校あるいはその前の段階での対応にスクールカウンセラーの活動の重点を置くことが必要になってくるのではないかとのことでした。

またもう一方、刑法とか司法的なところのお話がありました。今起こっている生徒の問題を福祉的に対応するのか、司法の手を借りて対応するのか、あるいは教育的な所でもっと対応していくのかといった、見極めのところでスクールカウンセラーの助言等があればいいのではないかとことや、そのことはまた難しいという話も出ました。今後そういった司法の問題にも、知識や意識を高めていくことが私たちにとって大切ではないかという意見もありました。

中学校B：

各学校で、いじめや暴力の問題等こういった問題が起こっているかということをお各スクールカウンセラーから報告していただきました。

内容としては、ものを壊す、グループでうろろうろしている、授業に入らずにうろろうろしているというものでした。また言葉のいじめのようなものも結構多いという報告もありました。中には深刻なものとして、暴力を振るわれるとか身体的な弱点をついてくるようなからかいも結構多いということでした。

それから、生徒と先生のパイプ役になることがカウンセラーの役目ではないかという意

見が出ました。いじめの問題自体はなくならなくても自分のことを言えて先生に聞いてもらって受け止めてもらえたということがすごくよかった、という生徒がいたという報告もありました。

また、子ども達から相談を受けた場合それを教師に話すかどうかなどの守秘義務の問題も一つポイントになりました。下手に先生に話してしまうとうまく対処してもらえないのではないか、かえって問題が大きくなるのではないかと、また、先生の精神的な安定性といったものを考えた上で、話すか話さないかが分かれるということでした。

中学校C：

各学校の現在の問題点や学校での活動内容をそれぞれ紹介していただいた後、その中の一つの話に注目して話を進めました。

その学校は指導力がかなり弱く組織化も十分されていない。生徒指導担当はいるが不登校の担当者はいない。先生方同士が十分組織化されておらず、集団で協力しあいながら生徒を指導していくことがなされていない。そのような学校の中にスクールカウンセラーが派遣された。そういった状況で、生徒はたばこをかなり吸っている。スクールカウンセラーの部屋がそういった生徒達のたまり場になってしまい、その部屋の中でも喫煙をする。更に、生徒同士のけんかが起こって、そのカウンセリングルームがめちゃくちゃになって、窓ガラスも割れてしまうショッキングな事件が起こったという内容でした。

スクールカウンセラーは、校則の部分の指導するというような仕事ではなくて、受容し内面の方を重視しながら、どうしたら学校に適應できるか、という所で仕事をしているわけですが、そういったショッキングな事件が今後は起こり得ないとはいえないという話がありました。

そういった中でどう活動していくのがいいのか。スクールカウンセラーの仕事を学校側によく理解をしてもらうことと、「学校の方の指導もよろしく」とスクールカウンセラーが言えることが必要ではないかと話されました。またそういう点で大事なのは、カウンセラーが「校則等の指導面では十分に仕事ができない」というようなカウンセラーの限界を話すことが必要なのではないかと話されました。

高等学校：

各先生から、現場でのいじめや暴力の状況を報告していただく形をとりました。高校では各校によってかなりばらつきがあったと感じました。

定時制高校ですと、1年生の60%の生徒が既に不登校の経験があって、いじめのPTSDのような傷を抱えている生徒が多い。あるいは、少年院に入っていた経験があり暴力性が高いというようなことを自他共に自覚しているような生徒がいる。一方、進学校で、いじめ・暴力の相談は未だ聞かれたことがないという学校もあれば、いじめや暴力という形での人間関係も持てないほど各生徒が孤立している、家族がまとまっていないというような地域の話もされました。

暴力に対する対応としては、先生が暴力ということの問題視しているのに対して、スクールカウンセラーはそれとは違った姿勢をもって、暴力のことには触れないで、先生やカウンセラーが積極的にその生徒に声かけや挨拶をしたりして、こちらから働きかけていっ

でだんだんと関係をつくっていった。そうするうちに相談室の中に入ってきて、いろいろとその生徒なりに辛いことがあるとか家庭状況で負担を感じているといったことを話すようになってくれた。それをカウンセラーが他の教師集団に伝えていくと、教師集団の中に、この生徒に対して肯定的に評価し、見方が変わる教師がでてくる。例えば責任を持って卒業させようとか。その生徒の側に立ってくれる先生がでてくると非常にその子の居場所ができるというか、動きやすいという話が出てきました。

そういう違う視点を持った存在として、まずその生徒に認知されていって、その生徒の悩みに関わりあって、そしてそれを教師集団に伝えていく。そのチームの中で一人でもその生徒の単位の問題、卒業の問題について責任を持ってくれるキーパーソンを作り上げるのが重要ではないかという話になっていきました。

学校の外にいるカウンセラーだからこそ、先生のチームを育てていくことや違った視点で先生方の体制を作っていくことができるのではないか。また、生徒と担任の1対1で煮詰まってしまうたり、担任だけが抱えてしまったりということではなくて、その生徒に関わる教師としてのチームができて違った意見が入りやすい状況をつくっていくことが必要なのではないか。

そのためにはまず、養護教諭との連携が一つ予防的な意味としてポイントになるのではないかという話になりました。高校の場合、担任の先生より養護の先生の方が生徒の不調や不安に気づかれている場合が多いので、養護の先生と連携をとって、養護の先生から見て心配な生徒さんとの緊急な面接を組んでもらう。そういった形で養護の先生を通して相談活動をしていくことが必要なのではないかということになりました。

全体討論

司会：

今各グループからいろいろな話題について発表していただきました。それについてご意見・ご質問等ございましたらお願いします。

意見1：

いろいろな意見が出ましたが、話を聞いていて思うのですが、スクールカウンセラーをしていますと、私一人が思うだけかもしれないのですが、問題点はある程度似ていると思うのです。現場に立っていますとやはり問題を共有したいという思いが強いのです。そこでもっと考えていくことができるのではないかというのが私の一番思っていることです。

司会：

カウンセラーが共有したいということですね。先生が・・・。

意見2：

はい、カウンセラーがです。こういう会の感じだと問題点は出るのですが、共有まではいかないです。

司会：

まだ他に意見のある方はいらっしゃいますか。

意見3：

今の問題の共有の点ですが、各地域でスクールカウンセラーの連絡会みたいなものはないのでしょうか。私が所属してます市でしたら、市のスクールカウンセラー連絡会議がありますし、市もございます。市もあります。各地域で共有していくことが大事かと思います。

それと、口幅ったいことを申し上げていいのかどうか分からないのですが、先ほどスクールカウンセラーの部屋が喫煙室と化してたまり場となったという報告があって非常にショックを受けたんですが、なぜそこまで放置されたのか、ということがよく分かりませんでした。たまり場になって、どこかでそれが阻止できなかったのか。明らかにスクールカウンセラーがなめられていると言いますか、いない方がましという状況だったのではないかと思いました。

司会：

それについては多分いろいろもっと情報をお持ちでしょうが、これだけは言っておきたいという反論・説明がございましたらどうぞ。

意見4：

もしよかったら私の方から、この件に関しては学校名は出さないで話をしたいと思います。私はその分科会にいました。

どの学校にも喫煙、茶髪、イヤリング等をしている生徒が非常に増えつつあるという実態があります。その学校はたまたま校舎の改築があって、それまでは生徒達は煙草を吸う場所がありましたが、それで学校の中で吸う所がなくなった。そんな時、学校の指導として、それらの生徒達が教師側から「カウンセリングルームでカウンセラーに指導してほしい。」と送り込まれてきた。このような状況では、カウンセラーはリファアされた生徒達を断ることはまずできません。そういう中でやっていると、長年の根深い喫煙癖の生徒とか、ほとんどクラスで勉強しないような生徒達のたまり場になった。いや、週に1、2回カウンセリングルームに来るくらいですからたまり場でもないですが。カウンセリングに対する反発というよりも、生徒の葛藤なのですが、喧嘩の場になってしまい、カウンセリングルームの教室がめちゃくちゃになるほど壊されたということです。

これは学校の先生がうまく対応できずに、たまたまカウンセリングルームでの指導ということで送り込まれてきたということです。カウンセラーは「校則を守らす」という指導にはなかなか慣れていませんので、正に危機を感じたということと言われました。私はこの話を聞いていて、今後学校は学校側の指導の行き詰まりをカウンセリングルームに依頼する可能性があると思いました。そうした時「カウンセラーというのは内面での指導であって、校則を守らすとか基本的な子どもの行動の規制といったものは生徒指導部あたりでしっかりお願いします。私は内面からのアプローチを心がけます。」ということをはっきりと学校側に提案しながら生徒達に対応することが大事だと思います。

それと同時に、こういう生徒達とかかわるときには、やはり危機意識が必要でしょう。また同時に生徒指導とのタイアップが必要かと思います。分科会ででていたように、日頃から生徒指導部には絶えず出席して、子ども達の動向を絶えず把握しておくのも大事だろうし、カウンセラーができることとできないことをはっきり先生方に理解してもらうことも大切です。

司会：

ありがとうございました。今緊急の問題について、いろいろご提言・ご指導いただいて、かなりはっきり、何をしなければいけないのかというようなこともでてきたのではないかと思います。

今5つのグループから出ましたことは、よく考えてみますとバラバラではないです。

例えば小学校部会からは、要するにカウンセラーだって一人で無力です、先生も一人では無力、そういう中でどのように子どもに対する支援チームを作っていくかが大事ではないかという提言であったと思います。

それから中学校部会の中で、今の問題とも関連しながら、我々はカウンセラーが必要とされている状況に浸ってはいけません。もっといろいろな技術も学まなければいけない。例えば司法の問題も出ていましたが、では司法に通じることがベストかというところ、そういう問題ではなくて、今の自分の力で十分だと思いがあってはいけないということの一つの意見だと思うのです。だから我々は絶えず変化しながら、そして新しい時代がどんどん巡って来る中で、一人では本当は心配だから、今出ましたように、我々ももう少し、地域の中で連絡会等を（今は組織されている所もあつたりなかつたりですが）もっていかなければならない。また、我々も自分のやっていることの成果なり評価なりを受けながら進んでいかなければいけないということではないかと思います。

なかには少し疑問な点もあったと思うのです。例えば「下手に先生に話してしまうとうまく対処してもらえないのではないか」という発想が出ること自体おかしいと思うのです。下手な話をするこゝとして何でしょうか。だって私たちは子どもの側にたつて、そして子どもの側に立つけれども学校の中にいるカウンセラーです。だから、学校の中にいるカウンセラーとしてどういう役割をもたねばならないのか、守秘義務というよりも、どのように先生に伝えることがその子どもの援助に役立つのかという観点があるのではないかと思います。勿論短い時間内でそのような所まで話し合うことが難しかったから、そういう言葉が出たと思いますが。

守秘義務でトラブルが起きています。それはカウンセラーの問題だと思います。その点についてはよくカウンセラーが反省しないといけないことがたくさんあります。ですから「下手に話をしたらいけない」というふうな姿勢ではなくて、どう伝えることが役に立つのかということを考えていただきたいし、伝えた内容には自分が責任を持っていただきたい。責任が持てないような伝え方だったら伝えない方がいいわけですから、その点はよく考えて頂くことが大事だと思います。

学級・学校の組織ができていないからスクールカウンセラーが派遣されているんです。ずっと学校は教師と生徒で十分やってきたのです。だから教師と生徒でやってきて、こういう問題が起きたのではなくて、そういう問題の中に私たちが違った視点で入ってきた。

そういう役割を持つ私たちが学校に入ったら何ができるか、そこからスタートなんです。偶然、組織化できている学校に入るというラッキーな場合もあるでしょう。あまり組織化できていなくて、子どもの行動に対する対応の仕方もうまくできていない学校もあるから、スクールカウンセラーが導入されているのです。そここのところを考えないといけないと思います。

いろいろ意見も出ましたけれども、教師との連携の問題、カウンセラー同士の連携の問題、それから教師とどのようなチームを作っていくかというようなことは、万能感を持って何でもやれるわけではないので、ある程度限界も意識しながら、ではその限界に対してどのような手立てでやっていったらいいかというのは我々の問題です。そういったことを考えながら、いじめや暴力の問題にどこまで取り組めるか、それを今後の課題としたいと思います。

それぞれ何か得ることがあったのではないかと思います。

第3章

「児童生徒の問題行動とその対応の実態」 に関する調査研究

- 1 本調査研究の目的
- 2 調査結果の分析
- 3 アンケートの集計結果資料

県立教育研修所 心の教育総合センター 所長・兵庫教育大学 教授 上地 安昭
県立教育研修所 心の教育総合センター 主任指導主事 古田 猛志

平成12年度 スクールカウンセラー研究連絡会
基調提案「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」 より

1 本調査研究の目的

杉村先生から、全国的視野からのスクールカウンセラーへの学校からの評価についてお話がございました。このことは大変重要な研究内容ではないかと思えます。更に、これからのスクールカウンセラーの課題という問題も非常に詳しく提案していただきました。ここでは地元兵庫県下でのスクールカウンセラーの活用実態に絞って提案させて頂きたいと思えます。

私どもの心の教育総合センターは平成 10 年に設立されました。それ以来今回で 3 回目のスクールカウンセラー研究連絡会になります。ここで改めて、文部省のスクールカウンセラー活用調査研究委託事業の調査研究の内容を確認しておきます。

児童・生徒のいじめや暴力行為等の問題行動、不登校や高等学校中途退学等の学校不適応その他生徒指導上の諸課題に対する取り組みの在り方

児童生徒の問題行動等を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動の在り方

等のスクールカウンセラーの活用・効果等に関する実践的な調査研究です。

これらの内容に沿いまして、平成 10 年度にスクールカウンセラー配置校 78 校の管理職である校長、教頭先生を対象に「スクールカウンセラーの活用実態調査」を実施いたしました。回収率は 100 % でした。この結果は私どもの方から出しました「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」(平成 11 年 3 月発行)に記載しております。ここでその概略を申し上げますと、兵庫県においても管理職の先生方がスクールカウンセラーの活用をたいへん肯定的に評価しているという数値が出ています。しかも継続的な配置を希望するという管理職が大変多かったというのが調査の結論です。

2 回目の調査は平成 11 年 11 月のこの会の直前に実施しました。「不登校の課題とその対応の実態」というテーマでした。お手元の資料「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」の中に実態調査の結果があります。スクールカウンセラーの先生方 69 名を対象にしまして 53 名の回答を得ました。回収率は 76.8 % です。スクールカウンセラーの自由記述をこの中に折り込みまして、実態調査を紹介させていただきました。それによりますと、不登校問題に関して配置校ではかなり深刻であるというのが 69 % でした。スクールカウンセラーによります不登校問題の改善の可能性はという質問には 89 %、約 90 % のスクールカウンセラーが「不登校問題は解決するはずだ」と回答しています。また 90 % 以上のスクールカウンセラーが不登校の好転事例を報告しています。

今日のテーマは「スクールカウンセラーと児童生徒のいじめ・暴力行為等の問題行動」です。前回の研究連絡会では私どもは不登校問題を中心にスクールカウンセラーの活用を討議しました。しかし、そもそも平成 7 年度のこの制度の導入過程は、ご存じのように愛知県で起こった大河内君へのいじめ事件がきっかけでした。文部省・学校側としましても、スクールカウンセラーのいじめ・暴力行為問題への関わりに大きな期待感を寄せていると私は思っています。そこで、不登校というのはスクールカウンセラーにとってかなり日常的であるが、いじめ・暴力行為にスクールカウンセラーはどう関わっているのか。また、週 8 時間という非常に限られた勤務時間でその対応が可能かどうか等の疑問が浮上してまいりました。

2 調査結果の分析

そのようなわけで、兵庫県下のスクールカウンセラーの方から、この辺の問題に関して生の声を聞きたいということで、今回第3回目の調査テーマをいじめ・暴力問題に絞り、104通のアンケート用紙をスクールカウンセラーの方々にお送りいたしました。そして76通の回答を得ました。73%の回答率です。

いじめ・暴力行為というのは不登校と依然関連が深いと思います。それも踏まえて、今回はあえていじめ・暴力行為の視点にテーマを絞ってスクールカウンセラーの活用の実態を調べました。お手元の資料「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動アンケート結果」(p25～44)を参考に説明させていただきます。なお、ここでは小、中、高等学校の3つの校種をまとめて分析しています。

(1) スクールカウンセラーといじめについて

1 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。
1 はい 2 いいえ 3 わからない

配置校において児童生徒のいじめ問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがあるスクールカウンセラーは43%です。実は半数に満たない状況です。(p27)

2 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがありますか。
1 はい 2 いいえ 3 わからない

配置校において児童生徒のいじめ問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがあるスクールカウンセラーは36%という実態です。54%が児童生徒に関して「担当無し」、保護者にも64%が「なし」との回答でした。

勿論、学校現場では不登校に比べていじめの件数は少ないです。殆どのスクールカウンセラーが4月から赴任するので、本調査が実施された6月の時点において、そこまでは関われないという方もおられるでしょうし、実際、学校におけるいじめはそう多くはないと説明されるスクールカウンセラーもおられます。いずれにしても、いじめに関わった方はその時点では半数に満たないというのが実態です。(p28)

3 配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、「いじめ」問題が改善ないし好転した事例がありましたらその概要を簡単にお書き下さい。

配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、いじめ問題が改善ないし好転した事例の内容に関しましてはすべての自由記述を掲載しています。これらを見て、カウンセラーは被害者への対応が殆どで、加害者へのケアに関わったという事例が少ないという印象を受けました。また、スクールカウンセラー独自でのいじめ解決はなかなか困難で、教師・保護者・養護教諭の協力もかなり必要とするということです。このことは暴力行為

で更にはっきりしてきます。(p28 ~ 29)

-
- 4 配置校における「いじめ」問題はどの程度深刻ですか。
- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 非常に深刻な状況にある。 | 2 やや深刻な感じがしている。 |
| 3 特に深刻な状況にあるとは言えない。 | 4 全く深刻な状況ではない。 |
| 5 どちらとも言えない。 | |
-

次は「いじめの深刻度」です。カウンセラーは配置校におけるいじめの実態をどれほど深刻に受け止めているのかという問題です。スクールカウンセラーはいじめ問題を特に深刻とは見ていなくて、不登校の深刻度に比べて認知度が低いのが実態です。例えばアンケート結果をみますと、いじめ問題を「深刻」と答えたのは17%です。不登校の場合は「非常に深刻」が11%、「やや深刻」が58%で、70%近くの人が「深刻だ」と答えています。(p30)

-
- 5 現状のスクールカウンセラーの活動によって、学校の「いじめ」問題の改善は可能だと考えますか。
- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 大きく改善されると思う。 | 2 ある程度改善すると思う。 |
| 3 改善するとは思えない。 | 4 全く改善するとは思えない。 |
| 5 どちらとも言えない。 | |
-

スクールカウンセラーの57%がいじめは改善するとみていますが、不登校に対しては89%がスクールカウンセラーの力で改善すると考えていました。クロス集計の結果を見ますと、いじめの事例を担当したスクールカウンセラーはいじめ問題改善への期待度は64%で、担当してない方は53%という結果ですので、やや高い期待度といえます。(p30)

-
- 6 スクールカウンセラーから見て、学校の「いじめ」問題は何が原因だと考えますか。3つ程上げてください。
-

ところでいじめの原因をスクールカウンセラーはどう見ているのでしょうか。主な意見として、

- ・家庭・学校でのストレス・不満のはけ口というのが原因ではないか
- ・子どもの自己中心性を許容する親、社会がある
- ・親や教師もいじめへの真剣な対応が足りない
- ・人間関係の希薄化
- ・生徒間同士、あるいは生徒と教師とのコミュニケーション不足
- ・いじめに対する教師の意識の低さ。いじめについてよく知らない(いじめの構造)等の指摘がございました。(p31 ~ 33)

-
- 7 配置校において、「いじめ」問題にスクールカウンセラーが果たすことが困難な問題点を3つ程上げてください。
-

それではスクールカウンセラーが今後いじめ問題に関わる場合、現時点での困難な問題

点は何かということですが、

- ・週1回8時間勤務では生徒の生活が見えない、発見ができない
 - ・リアルタイムに対応するのは困難である
 - ・いじめ問題を教師が抱えてしまう、教師の理解のなさ
 - ・いじめは生徒指導の対象であってカウンセリングへまわすことは殆どない
 - ・スクールカウンセラーの力量の問題、体力・気力・知恵・経験が不足している
- という指摘です。(P33 ~ 35)

8 「いじめ」問題の改善のために、スクールカウンセラーが貢献できるとすれば、現状以上にスクールカウンセラーの条件としてどのようなことが望めますか。3つ程上げてください。

いじめ問題に対応しようとした場合、スクールカウンセラーの今の条件・待遇をどう改善していったらいいのかという問題があります。解決法として非常に多かった意見は、当然のこととして勤務時間を増やすということです。それと研修等を通して、教師との関わりをもっと盛んにしないといけないという指摘がございました。研修というのは例えばいじめ防止プログラム等です。そのような研修をカウンセラーが率先してやっていかなければいけないのではないかと。あるいはカウンセリングルームを開放して生徒の出入りをもっと自由にする。また、グループワークを取り入れていかなければいけないのではないかと。という意見にわれわれは注目いたしました。(p35 ~ 37)

(2) スクールカウンセラーと暴力行為について

暴力行為をスクールカウンセラーはどう見ているのかという問題です。ところで暴力行為を文部省はどう規定しているのでしょうか。新聞でもよくいわれているので生徒指導では常識的なことですが、ここでいう暴力行為というのは生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力、器物損壊です。生徒間暴力というのは生徒同士の暴力行為です。対教師暴力というのは教師に対する暴力。対人暴力というのは自校以外の人への暴力、および学外からの学校側への暴力、あるいは学校側の人から学外のものが暴力を受ける。器物損壊とは学校の施設等を損壊する暴力行為。この4つの視点からの暴力行為を定義してアンケートをとりました。

9 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。

1 はい 2 いいえ 3 わからない

表からも分かるように、いじめよりも暴力行為に直接スクールカウンセラー関わった数が非常に少ない。暴力行為の場合「はい」と答えたのは25%。いじめの場合には43%ございます。不登校は更に多いです。(p37)

-
- 10 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがありますか。
- 1 はい 2 いいえ 3 わからない
-

「保護者・教師への関わりがある」と答えたスクールカウンセラーは暴力行為の場合 26 %。いじめの場合には 36 %です。これもまた、いじめよりも暴力行為の方が少ない。しかし、暴力行為の発生件数自体が特に小学校あたりでは少ないということも眼中に入れてこれを理解しなければならないと思います。(p38)

-
- 11 配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、「暴力行為」の問題が改善ないし好転した事例がありましたらその概要を簡単にお書き下さい。
-

暴力行為の好転事例は 76 名中 13 名の先生方が報告しておられます。いじめの場合には 76 名中 24 名の先生方が好転事例を報告されました。この数からも分かるように好転事例の報告は多いとはいえません。内容の特徴は、暴力行為の指導に教師や親とスクールカウンセラーの連携・協力が見られることです。また児童生徒のカウンセリングでは、本人の内面的理解が必要だというご指摘です。それでうまくおさまったという内容がございました。(p38 ~ 39)

-
- 12 配置校における「暴力行為」の問題はどの程度深刻ですか。
- 1 非常に深刻な状況にある。 2 やや深刻な感じがしている。
3 特に深刻な状況にあるとは言えない。 4 全く深刻な状況ではない。
5 どちらとも言えない。
-

次は配置校における暴力行為の深刻度はどの程度かということです。これも関わりの度合いが低いと同じように、スクールカウンセラーが暴力行為を深刻とらえているのが今のところ 14 %です。これがいじめの場合には 17 %です。いじめよりも深刻度は低い。不登校の場合は 74 %ですから暴力行為についてはかなり低いと言えます。(p39)

-
- 13 現状のスクールカウンセラーの活動によって、学校における「暴力行為」の問題の改善は可能だと考えますか。
- 1 大きく改善されると思う。 2 ある程度改善すると思う。
3 改善するとは思えない。 4 全く改善するとは思えない。
5 どちらとも言えない。
-

配置校におけるスクールカウンセラーから見た暴力行為の改善の可能性については、改善すると思われる方は 50 %です。これも不登校やいじめよりもやや低い。いじめは 57 %、不登校は 89 %が「改善する」と答えています。クロス集計の結果をみますと、暴力行為の事例を担当したスクールカウンセラーは改善する考える方が多いです。19 人中 13 名ですので 65 %が「改善するだろう」とのことです。しかし担当したことのないスクー

ルカウンセラーは 56 人中 25 名で 50 % 以下です。(p39 ~ 40)

14 スクールカウンセラーから見て、学校における「暴力行為」の問題は何が原因だと考えますか。3 つ程上げてください。

スクールカウンセラーから見て暴力行為の原因はいったい何かということですが。これに関しては、本人のストレス耐性の低さ、家庭の養育力の低下、我慢を教えない家庭の雰囲気、テレビやゲームの影響、バーチャルリアリティの問題等が挙げられました。それらが暴力行為を誘発しているのではないかと。それと、教師の生徒への対応のまずさです。カウンセラーから見ると、脅迫的な先生が結構目に付く。このようなことも生徒の暴力行動を誘発する原因ではないかということでした。(p40 ~ 42)

15 配置校において、「暴力行為」の問題にスクールカウンセラーが果たすことが困難な問題点を 3 つ程上げてください。

スクールカウンセラーにとって暴力行為問題への関わりの困難点は何かです。学校側には、暴力行為はスクールカウンセラーの担当ではないという認識があります。生徒指導の対象だという認識が非常に根強い。また暴力行為が起きているときにスクールカウンセラーが居合わせることが少ない。勤務の関係上、非常勤では限界がある。それと暴力行為そのものの件数が少ない。また、事後処理までの関わりで、スクールカウンセラーの能力を含めて、暴力行為にスクールカウンセラーが関わるのには限界があるのではという指摘もごさいます。(p42 ~ 44)

16 「暴力行為」の問題の改善のために、スクールカウンセラーが貢献できるとすれば、現状以上にスクールカウンセラーの条件としてどのようなことが望まれますか。3 つ程上げてください。

次に暴力行為へのスクールカウンセラーの対応を考えたときに、スクールカウンセラーの条件をどう改善すればいいかという問題です。ここでも出てきた回答はやはり、勤務時間を増やす、極端にいうと、フルタイムのスクールカウンセラーでないといけないということです。

それとスクールカウンセラーが組織へ関わる時の訓練を研修する必要があるということです。兵庫県は大変な学校危機を経験していますが、これは今心の教育総合センターで一番関心を持っているテーマです。昨年から 2 年がかりで、心の問題を中心とした学校でのいろいろな危機事態に学校がどう関わっていくかに取り組んでいます。この辺をスクールカウンセラーの方々にはしっかり感じ、危機管理について研修される必要があるのではないのでしょうか。

大変興味あるところで、スクールカウンセラーに合気道とか空手を必須単位にするという意見がありました。女性カウンセラーはこのことをどう思われますか。

学校の生徒指導に積極的に関心をもち関わることも必要ではないかと思えます。さらに

スクールカウンセラーと外部機関、補導員、警察、児童相談所、家裁、福祉、医療との協力関係が暴力行為の対応においては必要なのではないのでしょうか。(p44 ~ 45)

17 「スクールカウンセラーと児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」やその他の問題に関し、自由な意見がありましたら記入してください。

(p45 ~ 46)

いずれにしても、いじめ・暴力行為というのはやはりカウンセラーにとってはかなり難題だと私も重々承知しています。しかし、最近の17歳問題をいろいろ考えましても、専門家の一致した見解というのは、外見的には暴力とか犯罪ではあるんだけど学校現場の指導に関しましては、内面的な指導を徹底しないと根本的な根絶にはつながらないということだと思っております。

内面的理解、内面的指導という予防的視点から取り組もうとしますとスクールカウンセラーが期待されて当然だと思います。この辺も含めまして、確かに不登校というのは我々スクールカウンセラーにとって身近なテーマであることは間違いないのですが、子どもの様々な問題行動(いじめ・暴力行為の問題)に対応するスクールカウンセラーの今後の在り方についても、重要なテーマとして考えていかなければいけないのではないかと思います。私の方からの第3回の問題提起は以上のようなことです。

3 「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」に関する アンケートの集計結果資料

アンケートは、「文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」として指定されている「調査研究内容」によって立案され、テーマは「児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」に関するものです。

実施月：平成 12 年 6 月 対象者：スクールカウンセラー 回答数：76

回答数内訳

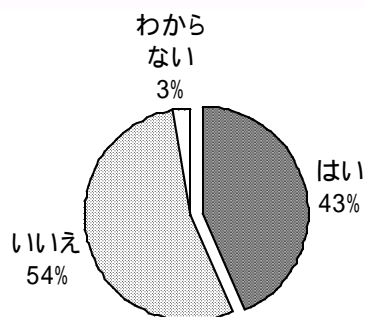
配置校	小学校	中学校	高等学校	計
男	7	15	4	26
女	17	26	7	50
計	24	41	11	76

(1) いじめについて

- 1 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。

表 1

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 はい	10	20	3	33(43%)
2 いいえ	12	21	8	41(54%)
3 わからない	2	0	0	2(3%)
計	24	41	11	76



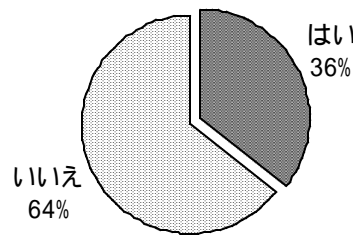
数値は度数、

()内の%は列の割合を示す、以下同じ

- 2 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがありますか。

表 2

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 はい	8	16	3	27(36%)
2 いいえ	16	25	8	49(64%)
3 わからない	0	0	0	0
計	24	41	11	76



- 3 配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、「いじめ」問題が改善ないし好転した事例がありましたらその概要を簡単にお書き下さい。

今のところ顕著な改善例なし。

まだ活動を開始して間がないので、事態がどのように変化するかわからない。

中2の女子 内向的性格のタイプの生徒で、女子の友人がたった一人だったのが転校してしまい、それ以後、クラスの他の生徒からいろいろな「いじめ」を受けるようになり早退が多くなっていったが、相談を重ねるうちに「いじめ」の大半は自分の「思い込み」であることに気付いた。

中3男子の生徒が仲間の中で「いじめ」に会うが、担任の先生に訴えても取りあげてもらえず、父母に訴えて警察に相談したが事件性が低いということで取り上げてもらえなかった。相談の中で「弱い人間でもそれなりの防衛手段」を発見していった。

受容し共感することで、子どもに力がそなわり、対応ができるようになった(小4男子)。

小6女子 身体的な病欠の事で、男子からからかわれることがある。本人の対応等で徐々に改善されている。カウンセラーの所に毎週来て、その話を聞くことになった。

小学校の時のいじめについて、生徒が話しに来てくれた。現在も尾を引いている関係について、本人から学年の先生方に相談するようすすめるとともに担任、学年へ連絡。学年、学級はそれに応じて全体指導をして下さり、現在問題は落ち着いた様子。

友人関係でいじめられていると訴える母親と、いじめではない友人だと思いたい子供、そしてどの子供も信じたい教師の間で、ゆらぐ母親の気持ちを受け入れることと(保護者面接)、担任の先生との連携を大切にしながらスーパーバイズを中心に短期間(2ヶ月)で好転し、その後も親子関係の面接(保護者)を継続し(2ヶ月)親子関係もとてもよくなってきている(自信がもっている)。

グループで相談に来て、いじめられている側の意見を聞き、その後いじめている方の子も一緒に話し合いの場をもち、お互いの理解が深まった。

担任が、すでにうまくかかわっていた。

小学校から引きずっていたいじめの雰囲気や道徳の時間(学年集会)でのワークでかかわる。感受性訓練、共感能力の訓練。

教室に居辛く昼休みにずっと校舎のはずれで隠れてすごしている子をカウンセリング。保健室では受け入れてもらえるようになり、居場所や理解者が出来たことで何とか学校も続け、志望する進路にすすむことが出来た。

(好転とは言えませんが)いじめを受けている子をカウンセリングをすることで、生徒自身

が自分の力を信じ、ポジティブな自己評価をできるようになった例があります。後日、担任の先生から明るく元気になったという言葉いただきました。

「いじめ」について異常な恐怖心を抱いており、そのリーダー格が登校途中に出没するという理由で不登校になった生徒に対して、家族指導でカウンセラーが根気強く対応した。一方、本人にも助言指導を徹底して行い、加害者側には強力な生徒指導を施すなど、協力体制がうまく作用して、登校意欲が出現した。

家庭訪問をすることで担任との関係が良くなり、クラス替えで問題児を離すことで登校できた。

1、イジメから自殺未遂に陥った中3の生徒を、自律訓練や認知行動療法等によって救った case。 2、イジメから自殺念慮が出そうになった中2の生徒を、認知行動療法や担任指導によって回復させた case。担任にイジメ退治法を指導した。

生徒から相談を受けたケース。学校側もうすうす気づいていたが、はっきりとした指導はなされていなかった。SCから学校の先生方に働きかけ、先生全体（学年）で指導してもらった。いじめそのものはなくなったわけではないが、相談に来た生徒は、先生が関わってくれたことに非常に満足しているようであった。

1) 中1男子 心臓にペースメーカを埋め込んでいる少年(「死ぬ」などの落書き、バイクン扱いされた、ボールなどぶつけられた)。担任と本人を含め話し合う。担任の対処。改善。

2) 中3女子 身体的虚弱(肺動脈手術歴あり)。修学旅行(最中にイジメ)後、うつ症状。母、担任、学年主任などと話し合う。本人はカウンセラーで対応。表情好転。Hpを紹介。つなげる。

・小3女子の仲違いが親を巻き込んで家族の対立に発展したケース 担任と協力して・小2 女兒 集団のいじめ その子と面接をとおし ・小5 女兒 家庭背景からのいじめ クラス担任と協力して

教師との連携で早期に止めた。

養護教諭との連携のもと、いじめられているとの思いをもつ子と無視などの行動をとる子、各々の動きと心情を担任が接するときの参考にと担任、学年に伝え、結果、双方の緊張が緩和、好転のきざしが見えた。

「いじめ」でも軽度なもの アトピー性皮膚炎によりいじめられている児に対して、本人の肯定感への援助と母に対する肯定感の援助、また早期に教員へ情報を伝え、学級体制への建て直しを図ってもらった。

クラブ活動部員間のトラブルで、仲間から無視される「いじめ」にあい登校を渋る状態にあった本人のカウンセリングを行った。養護教員や心の相談員と家族との関わり等の連携で好転の傾向にある。

狭い地域の中での、小学時からのいじめ、差別が中学でも続いているという生徒側の訴えで、グループ的かかわりと個人的かかわりを中心とする。

4 配置校における「いじめ」問題はどの程度深刻ですか。

表 3

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 非常に深刻な状況にある。	0	0	0	0
2 やや深刻な感じがしている。	4	9	0	13(17%)
3 特に深刻な状況にあるとは言えない	11	18	8	37(49%)
4 全く深刻な状況ではない。	1	1	2	4(5%)
5 どちらとも言えない。	6	11	1	18(24%)
無回答	2	2	0	4(5%)
計	24	41	11	76

- 5 現状のスクールカウンセラーの活動によって、学校の「いじめ」問題の改善は可能だと考えますか。

表 4

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 大きく改善されると思う。	1	1	0	2(3%)
2 ある程度改善すると思う。	13	18	10	41(54%)
3 改善するとは思えない。	1	4	0	5(7%)
4 全く改善するとは思えない。	0	0	0	0
5 どちらとも言えない。	9	16	1	26(34%)
無回答	0	2	0	2(3%)
計	24	41	11	76

- 「1 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。」とのクロス集計

表 5 児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか

	はい	いいえ	わからない	計 (%)
1 大きく改善されると思う。	1(3%)	1(2%)	0	2(3%)
2 ある程度改善すると思う。	20(61%)	21(51%)	0	41(54%)
3 改善するとは思えない。	3(9%)	2(5%)	0	5(7%)
4 全く改善するとは思えない。	0	0	0	
5 どちらとも言えない。	7(21%)	17(41%)	2 (100%)	26(34%)
無回答	2(6%)	0	0	2(3%)
計	33	41	2	76

- 6 スクールカウンセラーから見て、学校の「いじめ」問題は何が原因だと考えますか。3つ程上げてください。

「いじめ」る側の心理的問題
 地域性（内閉化した価値基準） 教職員のプライバシーへのふみこめなさ（親が問題化しないとき、どう働きかけるか、その域があいまい） 地域全体の守られた雰囲気希薄さ
 時代的な問題/ストレスを自分の心のためることができず、弱い所に投影される システムの問題/適切な相談場所がない 教育の問題/仲直りが重視され、被害者の PTSD に注意が払われない
 画一化された学校生活に対する不満のはけ口 クラスのリーダーの指導力不足、リーダーを育てる担任の指導力不足 保護者と生徒の学校に対する不満から
 教師の考えが画一化されて、個性的でない。 問題の対応に対して処理する感じがする。 学校に対する不満から
 幼児期から、ケンカしたり、物をとったりとられたり、etc の体験が少ない。（親同志で収めてしまう） 時間的、精神的にゆとりがなく、いつもストレスフルである。 大人（特に親）に対して「いい子」でいえないといけない。
 信頼関係が希薄であること（生徒間、生徒 - 教師間） 管理教育（しめつけ、「同じ」であることの強要など） 過剰なストレス
 傾向、あるいはそれらしきものがみられた時にどう動くかがあいまい。 ことがらとして起こったことと、それぞれの子どもの中の真実は必ずしも一致しない。

子ども達同志の距離感 先生のいじめの構造のとらえ方の力量不足 親の力不足といじめの構造への無理解
いじめる側の共感性、思いやり、協調的な人間関係形成能力の発達の問題 いじめられる側の被害者意識、周囲にわかってもらえないという無力感、孤独感
初期の段階の「いじめ」が「いじめ」として認識されていない。
対人関係のととり方（小さいときからの経験） 情緒面、感情の発達（他人はどう感じているか） 心身発達のバランスの悪さ
学級経営上の問題 子どもの成長のアンバランス 家庭教育力の不全
学級経営上の問題 子どもの成長のアンバランス 家庭教育力の不全
「必ずこうあるべき」といった狭い価値観で教育、あるいは子育てすること 教師、あるいは親自身の差別意識
生活全般のゆとりのなさ 「こうあるべき」という価値観のおしつけ いろんな個性を認めない大人の姿勢
家庭での自己肯定感が希薄な子がいじめっ子になる。 学校での自己肯定感が希薄な子がいじめっ子になる。 勉強についていけない子が多い。
子ども人間関係及び人間への理解の未熟さと他人との距離感の悪さ
本人の問題 家庭の問題 学校の問題
いじめられた子が自我を回復するため（いじめる側へ移行） 個性的自由さをもつ子へのねたみ、いらだち 家庭から、学校から期待される私に行きつまり反逆を開始
子供にストレスがかかりすぎている（しなければならぬことにしぼられている）。 自分の居場所がない（存在を認められない）、競争させるシステム
不明
皆と一緒にでないと不安という思春期の心のゆれのように思います。
攻撃性や不安、いらだちなどの感情をうまく相手に伝えられない。（又、大人や周囲の人間も、他者に対するマイナスの感情の表現を受け入れない。） 自己評価が低い。自分を肯定的に見られない。（親にも受け入れてもらえない） 何をした（された）という行為のみに目が向けられ、その奥にある心の荒れへの手当てを忘れている。
ひとりひとりが集団の中で流されやすい。 いじめを受けた場合自分の殻の中に入りこみやすい。
子どもの自己中心性を許容する親 個性を個性として認めようとしない日本の風土 遊びの貧困さ
ストレスをかかえている子がそのはげ口としていじめをする。 親の子供に対する愛情不足 親の厳格すぎる行為又暴力により弱い者にほこ先が向くこともある。
不明
生徒の人間関係の能力の未熟さ
自己中心性が高く、欲求不満耐性の低い性格によって人間関係に悩む生徒が増加している。
大人（権威）を怖れない社会規範無視の増長型生徒と小心気弱で集団生活不適應の要保護型生徒の2局化 物質的な豊かさ、少子化、親の養育態度の甘さ、などに起因する規範意識のルーズかした社会背景
いじめられていると感じている生徒に対し、先生の対応に真剣さが足りない。いじている側に注意し、「もうしない」という返事がもらえれば解決したと思っている。
家庭生活、学校生活上のストレスを弱い者に向けて発散
家庭内のストレス 学校内の人間関係によるストレス 内的な成長の過程に対する困惑
きっかけとなった事柄に対し担任及び周囲の不用意な対応 いじめを受けた本人の無気力、虚無感 忙しい日常に追われて、個別にじっくり話をきいたり対応する時間がいじめが表面化しないととれない。
受験戦争などのストレス社会 平等主義の考え方 人間関係の希薄化
我々に育てられた少年の不当で自己中心的な他人征服欲 厳しい生徒指導の不足 保護者の指導監督体制の改善（加害者のもとより、被害者側にも）
生徒達の学校内での不満 生徒自身の未熟 家庭、社会への反抗
家庭内のストレス 学校でのストレス 将来への不安
社会 - 大人の行動
自我形成が未熟 競争からくるストレスを弱いものに向ける 自然や宗教性から離れすぎた
生徒間の思いやりのなさ、「いじている」という認識の不足 いじめられていることを受け入れざるを得ない、いじめられる側の友人関係の狭さ
子ども全体の社会性の発達（対人関係能力の発達）の遅れ（いじめる子もいじめられる子も）
幼児期からの友達遊びの不足（自由な集団的な遊び） 社会全体に、個性や個人差を認めない風潮
地域性：いなかの土地の都会化というような 転校を経験している生徒たちがいじめにあっ

ていることが多いので
 子どものストレスが大きい 実体験が全体に少なく、心理的に未熟
 家庭における養育、しつけに関する能力の低下、少子化などの影響 地域社会における自
 発的な子ども集団形成の消失、減少 学校教育における弊害（知育尊重、一律主義など）
 家庭における養育、しつけに関する能力の低下、少子化などの影響 地域社会における自
 発的な子ども集団形成の消失、減少 学校教育における弊害（知育尊重、一律主義など）
 本人のパーソナリティ 管理主義的な傾向 教師の意識の低さ
 幼児期から築きあげて来た加虐的な子どもの性格と責任回避的な親の性格 いじめ事象と
 被害者の心理的な苦痛に教師が無知であること いじめ退治、いじめ廃絶の根本対策を
 学校が知らさすぎる。それ故根本対策を打ち出せないこと。 いじめは人権侵害で
 あり、犯罪であり、刑法、民法、行政法 etc に触れる。それ故校長も含め教師が罰せられる
 ことがあることを知らなすぎる。つまり、教師が無知、無関心であること。
 生徒のストレス 教師が生徒の話を聴けていない。 生徒、教師の情緒的未熟さ
 子どもの自己中心性、万能感 子どもたちの対人能力の不足 実体験不足
 校則等ルールが厳しく閉塞感がたどよい、精神的ストレスを高じさせて、弱いものを対象に
 「はけ口」を求めている。 相手を思いやりたり立場に立つというイメージに
 欠ける。
 子ども時代のお遊びの限界の知らなさ 家庭の背景 社会の風潮
 対人関係における問題処理能力の低下（いじめる方もいじめられる方も） （左記に付随
 して）経験不足がそのベースにある 早い段階で解決できないことでエスカレートさせ
 てしまう
 対人関係のとり方がへたな子が多い 何かおこった時に処理できる範囲がせまい 「い
 じめ」に対する認識が人によってちがうため、ことさら大きくとりあげたり、逆に取り組
 みが遅く問題が大きくなる場合がある。
 個人がかかえる心理的負担 そののはけ口として 慢性的欲求不満とその耐性の弱さ 対
 人関係上のスキルの問題
 子どもの変化 「いじめ」の見えにくさ 生徒、教師間のコミュニケーションの不足
 個々のケースによって様々 心の発達の中での表れ
 教員の父性的力量の不足 基本的な対人関係力の欠如 保護者の躰力の弱化
 私を含め人々が、弱者や異質なものを、好ましくない者を批判し、排除しようとする体質 権
 威に対する誤った考え方、生徒への畏敬の気持ち薄く、威圧的、脅迫的指導姿勢 個人
 尊重、個性尊重の具体的理解と教育実践の未熟さ
 社会（大人）のあり方、生き方のあいまいさ 日常生活の時間的、精神的ゆとりのなさ
 コミュニケーション能力の低下
 「問題」になる前の日常的な「いじめ」への関心が少ない
 教育の中心が勉強にあること 時代 大人（親、教師など）の価値観
 本人要因。例えば自己イメージの低下から弱いも者いじめをするなど。 家庭要因。家族
 の人間関係の良くなさが反映している。 学校要因。さわらぬ神にたたりなし、と見て
 見ぬふりをする。
 校区の端に、大きなマンションができ、校区の他の地域では子どもの数が減少しているにも
 かかわらず、そこは子どもの数が多い。しかし、校区の端に位置していること、マンシ
 ョン独特のコミュニティーとしての特徴があって、他地域の人と、大人も子どもも交流が少
 なく、その中でいじめなどがおこっているようだ。（閉鎖的なコミュニティの中でいじめ
 がおこっているといえる）
 「いじめ」について、教師側との認識の差 クラス、学年、学校全体にフィードバックす
 る際の守秘義務と手続きについて

- 7 配置校において、「いじめ」問題にスクールカウンセラーが果たすことが困難な問題
 点を3つ程上げてください。

週1回の勤務では、細かな対応が難しい。
 子どもたちの間のスクールカウンセラーへの「何者か？」という意識 「カウンセリング」
 というものへの不審な思い（保護者や保護者へ関わる人たちにある） 半ばオープンに
 しなければいけない場をどう守るかが難しい。
 時間が限られていて、なかなか、重要な生指委員会に参加出来ない。 ともすると「いじ
 め」の問題からはずされる（暗黙の内に）危険がある。 思い切って踏み込むと責任転
 嫁が起る。

担任が他人の「かわり」を拒否する態度 生指委員会の姿勢が強力過ぎる場合 思い切って踏み込むと責任転嫁が起こる。
生徒の生活がみえないので、発見がまず出来ない。
いじめの発見が遅れることによる対応の遅れ 教師が抱えてしまう 親が抱えてしまう
教師の無理解と力不足
現在の段階では「いじめ」については問題としてとり上げられていないため「果たすことが困難な問題点」への解答は困難。
年間 35 回で1年契約といった限られた時間内で学校全体をひとつのケースとして扱うのは難しい。 担任を通してでないといじめがあるのかなのか、どの程度なのかをスクールカウンセラー自身が把握するのが難しい。
表面にあまり出ていない？のか、出会う機会がない。 教師が自分のクラスのこと自分の学年のことを抱えこんでいる雰囲気があり入りこみにくい。
教師が自己開示してほしい。 学級王国の壁が厚い。 親や生徒が内緒でカウンセリングしにくい。
現在のいじめの構造への教師の無理解 親達の過敏さと鈍感さ
学校の体面、ことなかれ主義 担任教師の組の抱え込み、セクトイズム、疲れ。 子たちの学校不信
2年毎という配置では、教師との関係が(スーパーバイズできる関係)できてきてから、これからという頃に期間が終了してしまう。 配置終了後のフォロー、いじめが生じやすいクラスの予防等ができない。 常勤でないので、部分的に(一部の)しかケースに関われない。すぐに対応できない事がある。
週1回の勤務体制 問題に即応して動ける体勢がとりにくいこと
いじめは、本人がそう思い込んでいることが多く、スクールカウンセラーは、今までの人間関係(校内での)をわからないため(実感できないため)に、カウンセリングはむずかしいように思います。
いじめられた子は相談に来るが、いじめた子が相談室に来ることはまずない。 いじめた子の処罰はされても心のケアを依頼されることはほとんどない。
特にはないが、相談としてもう少し来てもらってよいように思う。
親はいじめを訴えても、それを公にしないことを求める。
小学校の場合、子供の方から個人的な相談は少ないので担任や親がそれを発見できていないとスクールカウンセラーの所まで来ることが少ない。
週1回の勤務形態
いじめは潜行するもので表面化しにくい。 教師や生徒からのいじめの相談はほとんどない(被害者の恐怖心と自尊心)。 いじめの定義・範囲など明確ではなく、どこまでがいじめでどこまでがいじめでないのか、きちんと説明できる根拠が薄い。また、人権の壁によって調査がしにくい現状がある。
配置校に一人で配置されているカウンセラーの場合、母子共に各々面接が必要なとき。(別々のカウンセラーが望ましい場合が多いと思うが)
被害生徒が直接に「いじめ」について話すことはまれで、不登校などで表し、時間を経てから(不登校の回復期前頃)「いじめ」の内容や状況を話すことがあった。 教師も「いじめ」を把握できていないことが多い。
教師と直接連携をとることが出来ない場合もある。 毎日いないのでいじめいじめられるの絡んだケースにタイムリーに対応できない。 いじめを見出せる教師が多くない(S Cにつながらないケースも多い)。
学校側はいじめた側を指導するという形式が主でS Cへのリファーがあまりない。 いじめられた側の「自己申告」がないとC oを開始しにくい。 学校、教師自身がいじめ問題を十分把握していない。
完全な情報把握が偏りやすい。 生徒指導との完全な協力体制 スクールカウンセリングが生徒を甘く扱っていると思われやすい。
生活指導上の問題ととらえているところ 担任がとりこんでいる場合
家庭問題、社会問題、学校問題すべてを網羅するのはむずかしい。 家庭問題まで立入るのはむずかしい。 一人の力では人間は変れない。
いじめられる側の訴えのなさ、受け入れてしまう 先生方の困惑
学校側が生徒指導上の問題として考え、スクールカウンセラーにまわしてこない。訪問時間の少なさも関係している。 クラス内に介入する必要があるが、教育課程内に入ることには著しい抵抗がある。 スクールカウンセラー自身、集団を扱うことに慣れていない。
集団指導について勉強不足。
先生方の指導(に体罰があること)
常勤での配置でない。 生徒、先生との効果的な関わりが持ちにくい。 学校による差はあると思うが一般的な閉鎖的体質。

常勤での配置でない。 生徒、先生との効果的な関わりが持ちにくい。 学校による差はあると思うが一般的な閉鎖的体質。
本人が先生には言わないでほしいといった場合（ＳＣの力では対応しきれないような場合）、どう学校サイドと連携するかがむずかしい。
特定教師の性格の偏り（硬さ、がんこさ、未熟さ） いじめ問題解決のためには学校全体が組織（人事）化、予算化、日程化に至るまで取り組まなければならないのに、カウンセラーとしてはそこまで口出し出来ないこと。
教師の協力が得られない場合
リアルタイムに対応することの困難さ 当該者に直接会うことのむずかしさ
リアルタイムに対応することの困難さ 当該者に直接会うことのむずかしさ
相談件数の多すぎ、保護者で手一杯 勤務時間の少ない割りに、カバーする子どもの数が多い（2000人） 授業時間+クラブなどで子どもがＳＣにかかわれる時間が少ない。
「いじめ」は生徒指導対象としてＳＣにまわってこない。 本人が親や先生には内緒といった時、学校や家庭につなげるのに慎重を期すため。
週に8時間しかおらず、リアルタイムに対応できないこと。 家庭の力を期待できない子どもを支えることの困難さ 時間数の不足
いじめの場面に直面する可能性が低い（週1の勤務であること）ため、起こった時に即対応できない（被害に合っている子のフォローアップ等）。 「いじめ」を判断する基準が明確になっていない（人によってあいまい）。
人間関係をきちんと把握できる程にはかかわれない。 学校の先生との連携が難しい（先生によって個人差がある）。
ケースには個別性があるので一般論では有効でない。 学級のグループ、ダイナミックスの問題 思春期心性から訴えられる生徒が限られている。
集団でのいじめを個人の心理として扱うことが難しい。 いじめが起りやすい教室や学校の場にカウンセラーが入りにくい。
教員の閉鎖性
ＳＣの力量（体力、気力、知恵等々）不足（経験も） 活動時間不足 協力体制、システムの不備
時間的な余裕のないこと （担任）教師からの相談（要請）がないこと
「いじめ」問題がスクールカウンセラーに相談されることが少ない。
週に1日勤務であること 学校全体にスクールカウンセラーの存在、役割がしみわたることに次の配置校に移ること 学校内で相談を受けること
不登校や非行は相談の対象になるが、いじめはなりにくい。（スクールアドバイザーの経験からもいえる）

- 8 「いじめ」問題の改善のために、スクールカウンセラーが貢献できるとすれば、現状以上にスクールカウンセラーの条件としてどのようなことが望めますか。3つ程上げてください。

地域との連携 コンサルテーション 保護者会への出席（分科会主催）の権利 現在筆者は2週に1回だが、毎週1校に絞ったほうがよい。
生徒との密接な関わり、時間的、場所的、機会的（行事への参加など）に 外傷、PTSDの治療に対する理解と経験
年70日の割り当てを30日増加させてもらう。 2年ごとに活動が変わるとコンタクトを取りにくい。 スクールカウンセラー自身の学校改革しようとする意欲やエネルギーが必要。
学年会の事例検討で指導権を取る。 出勤回数をもう少し増加させる。 かなりデリケートなテーマでなかなか見えにくいので「この学校を改革してやろう」と思うぐらいの意欲がいる。
構造面接がきちんとできるような勤務形態
勤務日数を増やす。 ストレスマネジメント教育を実施できるような枠を設定する。 スクールカウンセラーの存在を、保護者、生徒、教師によりしっかりと広報し、利用しやすい環境とする。
初期段階でかかわる事ができると良い。 時間の不足
学活、道徳の時間にＳＣも参加し、ロールプレイなどを用いた体験学習によって、いじめられる子の気持ちを理解させる。 予防教育。
低学年の段階からの指導 喜怒哀楽の感情面の表現方法や表出の仕方の学び

学校という所をよく知る（各クラスに1日入れる機会をもつよう制度化してあれば）、校長、教頭をも含めた研究会なり座談会なりを持つ。

制度として各クラスを巡回する等あれば。

教師と密な連絡が必要 週3回程度の勤務日が必要 守秘義務を認めてもらうことが必要

出勤時間の増加（リアルタイムに解決しなければならないことが多い） システムとして教師との meeting がもてるようにする。

いじめ問題の事例研究会の開催と参加 教師との情報交換が密になり、早期に相談可能な体制 予防を中心にした指導への参画

学校のワクを超えた地域的援助へのサポート 教師と一緒にいじめられる子のサポート体制作り ケーススタディーの時間を教師の仕事として確保

2年以上の期間の配置（契約継続の保障、別の学校にかわったとしても仕事があるという保障） 配置終了後も継続的に学校にカウンセラーの配置があること（他のカウンセラーでも ok） 緊急時など時間外勤務の手当ての保障

週の勤務日数を複数にする

週1ではなく、常勤の形で日ごとの状況を把握できればよいと思いますが。

HRなどでいじめについて話し合うことがあった時などは、SCも入って話し合えれば、と思う。

時間が短い。

危機介入的な関わりができる程度に生徒の中に入りこめる時間

子供が相談しに来やすい雰囲気を作る様、昼休み 20 分間はカウンセリングルームを開放する。 子供が読み易い、子供対象のニュースレターを配布する。 オールラウンドなことに対処できる力量が必要

週に複数回勤務する体制

スクールカウンセラーが常駐して、生徒の身近な存在、気軽な相談相手となること 職員研修会でいじめや暴力問題をとりあげ、スクールカウンセラーは話題提供者となること

生徒の学校生活適応調査（アンケート）を行う。SCは調査票の作成と結果の集計、考察に関わる。

複数で配置してほしい。

日数の増加 人員の増加 5～6年単位での各校への配置

研修等で教師と積極的にかかわり、おかしいと感じたらすぐつないでもらうため時間、回数等を増やす。 SCがもっと生徒達になじんでもらえるよう授業等を通じて教室で全校生徒とあつ。 生徒達とグループワーク等を行うことで人間理解を深める。

「いじめ予防のためのプログラム」研修の受講と実践 子供たちが気軽に相談に来れる相談室整備

処分決定への参加 対外機関（警察等）との接触 校長直属機能があること

学校内でのスクールカウンセラーの位置付け 勤務時間の増加

カウンセラーの人間性を高める。 生徒、家庭、学校での信頼度を高める。 学問的に理論を持つ事。

各配置校での期間の延長 日数の増加

集団を扱う体験 子どもの対人関係能力をのばすような心理教育、予防開発的カウンセリングの技術を習得すること 学校経営についての学習

とにかく生徒たちの話をきくこと、心をほぐすこと

SCが一定の学校に定着配置し、先生を含め、地域全体の状況を把握する。 学校の先生方との信頼関係をきずく。

常勤の配置（ベストとしては） SCと先生との信頼関係の形成が結べるような努力

常勤の配置（ベストとしては） SCと先生との信頼関係の形成が結べるような努力

週3回以上学校に勤務し、生徒との交流を深める。 カウンセリングルームをオープンなものにするよう努める。 学級活動の中に入れていけるようなチャンスを与えて頂く（そのための技量をみがぐこと）。

いじめ防止、いじめ退治、いじめ廃絶の「ノーハウ」をかいた冊子を作り、県下の末端まで浸透させる「がんこさ」が求められているのではないか。その冊子とは（1）いじめをなくするために校長がなすべきこと（2）生徒指導主任のなすべきこと（3）学年主任のなすべきこと（4）担任のなすべきこと（5）加害者や傍観者がなすべきこと等を書き示したものである。

スクールカウンセラーの常駐化

情報の整理力

情報の整理力

子どもとのふれ合うチャンスを多くする（授業、ST、に入れて頂く、敷居の低さ）

SC配置時間数の増加 いじめの防止教育などのプログラム化

母性的に受容するだけでなく、父性的なスタンスで毅然として対応する。 道徳の時間、HRの時間等にSCが積極的に参加し、「いじめ」問題をケーススタディ的に取り上げ、共に考えてみる。(ロールプレイを体験するなど考えられる)

もう少し勤務体制のゆとりが欲しい。 地域への理解 資質の向上

何かあったときにすぐに対応できる態勢作り 先生との協力体制を作ること(個人レベルで処理しようとしな) 高度な危機管理能力

学校全体のシステムを動かすことができるようになること

第三者的立場(学校内にいる学校外の人)でニュートラルな調整を 直接的評価にかかわらなくても、ある程度、校内の...的事実も知っている 教師への心理的サポートができる(孤立に苦しむ教師へ)

勤務日数を増やし、対応できる窓口を広げる。 カウンセラーと教師とのそれぞれの役割を活かしながら、チームとして対応していく。

より教員との協力体制を強化すること

複数制度 活動時間の延長 SCのための相談窓口、ネットワークの整備

勤務時間、回数の増加

スクールカウンセラーが継続的に配置されること 教師、保護者、児童生徒の中に 及びその他の活動により、SCの存在が定着していくこと その結果、児童生徒にとってSCが気軽に話しかけることの出来る相手となること

専門性

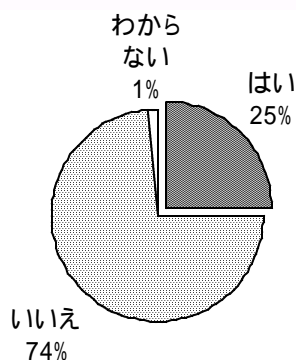
担任を中心とした教師集団と、侵さず侵されずの関係で、児童生徒と直接かかわれること。 家庭訪問が実行できること。

(2)「暴力行為」について

- 9 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。

表6

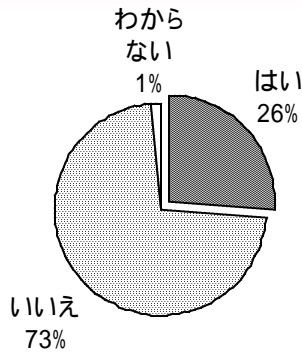
	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 はい	6	10	3	19(25%)
2 いいえ	18	31	7	56(74%)
3 わからない	0	0	1	1(1%)
計	24	41	11	76



10 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがありますか。

表 7

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 はい	7	10	3	20(26%)
2 いいえ	17	31	7	55(72%)
3 わからない	0	0	1	1(1%)
計	24	41	11	76



11 配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、「暴力行為」の問題が改善ないし好転した事例がありましたらその概要を簡単にお書き下さい。

男子グループ（1～3年の混合グループ）に対して、教師、養護教諭、SCが連携して対応し、エスケープ状況から何とか授業中は教室内におられるようになった。実際の生徒対応は教師。スクールカウンセラーは主に、生徒の心理的背景を伝えたり、教師間の潤滑油になるようこころがけた。

暴力行為を行った保護者に新しい教育プログラムを作ってもらって実行してみた。具体的に言うと教育の場を探して、友人、知人、親戚に助けを求め、新しい人間関係を体験してもらったことで、自己の価値観が向上した。

新任教師への暴言と威圧により、授業に向かう時に激しい腹痛を伴うようになった。1対1の対応の重要性について考えることで、心理的な「心がまえ」を身につけることで、関係が好転した。

暴力行為のバックグラウンドに家庭の問題をかかえている事が多いので児童に面接をして安定をはかった。

小さな暴力行為、いやがらせがあったが加害者側の子にSCが friendly に接近。カウンセリングルーム以外での相談によって好転。

暴力非行の子の個別の背景をしっかりと観察、分析し見通しを教師に伝えるとともに、その子に対応出来る教師（担任でなくても）に個別に依頼、受容し落ち着ける場所をつくる。また、同調する友人達にも個別に話をきくなど対応することで、本人も周囲も落ち着いていた。受け止められない教師に対しては無理して指導することの逆効果を説明し、混乱しないよう環境を整えた。

（好転した例ではありませんが）暴力行為の背景にいじめがあったケースです。相談、カウンセリングをする中でいじめられてきたはけ口として暴力行為をしてしまっていたことを本人が話してくれました。教師に対しては指導的関わりをされたため気持ちが話せなかったようです。

暴力を受けた生徒の話をもっときくことにより、その生徒自身が少し強くなり、のりこえることができた。

1、子ども同士のけんかの仲裁 2、万引き（触法行為）親（母）からの相談、親と関わる 3、ゆすり+カードの盗難など 地域との対応協議

・小5（現小6）男子 器物破損や対人など 担任と家族をまきこんで ・小2男子 失明

の危機 被害児家族との調整 ・小2 女兒（現小3）器物破損、暴言 本人と対面。担任と関わり方の検討、改善
 全く異なった視点（行為を取り上げず、情緒面や興味、関心に触れる）から話題を見つける。そのため、養護の先生、学年、担任の先生の考えや情報も把握した上で、話の内容にみんなに守られている自分を感じるよう方向づけた。卒業式に、職員室にも保健室にも相談室にも顔を出し、保護者は校長先生に感激の手紙を送っていた。
 暴力行為といえるかわからないが、IQ 低く衝動性の非常に強い生徒に対し、適切な医療機関の紹介と衝動性の引き金にならないような対応に対する助言を母親と担任に行った。「暴力行為」により補導された生徒が立ち直り、学校生活に復帰できるようになった。教師や心の相談員との話し合い、家族や本人とのカウンセリング、家裁とも連絡をとり、本人を取り巻く周囲との関係改善を願った。

12 配置校における「暴力行為」の問題はどの程度深刻ですか。

表 8

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 非常に深刻な状況にある。	1	0	0	1(1%)
2 やや深刻な感じがしている。	1	9	0	10(13%)
3 特に深刻な状況にあるとは言えない	11	16	7	34(45%)
4 全く深刻な状況ではない。	4	5	2	11(14%)
5 どちらとも言えない。	5	8	2	15(20%)
無回答	2	3	0	5(7%)
計	24	41	11	76

13 現状のスクールカウンセラーの活動によって、学校における「暴力行為」の問題の改善は可能だと考えますか。

表 9

	小学校	中学校	高等学校	計 (%)
1 大きく改善されると思う。	2	0	0	2(3%)
2 ある程度改善すると思う。	12	17	7	36(47%)
3 改善するとは思えない。	0	3	1	4(5%)
4 全く改善するとは思えない。	0	0	1	1(1%)
5 どちらとも言えない。	10	19	2	31(41%)
無回答	0	2	0	2(3%)
計	24	41	11	76

「9」 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。」とのクロス集計

表10 児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか

	はい	いいえ	わからない	計 (%)
1 大きく改善されると思う。	2	0	0	2(3%)
2 ある程度改善すると思う。	11	25	0	36(47%)
3 改善するとは思えない。	3	1	0	4(5%)
4 全く改善するとは思えない。	0	1	0	1(1%)
5 どちらとも言えない。	3	27	1(100%)	31(41%)
無回答	0	2	0	2(3%)
計	19	56	1	76

14 スクールカウンセラーから見て、学校における「暴力行為」の問題は何が原因だと考えますか。3つ程上げてください。

職員間の葛藤（統一して関わることの難しさ） 生徒の心理的問題、家族背景
 地域性、保護者の問題意識の低さ（力で圧するという価値基準の支配） 生徒数の減少している地域で、小・中と同じ顔ぶれで、暴力までもがなれ合いになっている。 長年続く「暴力」問題に教職員自身が疲れてしまっている。
 生徒指導の硬直化、柔軟性のなさ アグレッションを適切に発散させる場所、機会がない。
 時代的な問題（前述）
 指導がルール違反の問題が中心になり、指導者の個性がでない。 生徒を管理する姿勢が強く、かかわるが淡泊に見える。 生徒の行為を事件と見る傾向が強く、訴えとして捉える姿勢に欠ける。
 クラスのルールが明確でない。 学校生活の画一化に対する不満が大きい。 問題行動を教師が事件として取り扱う傾向が強く、1つの訴えと見ない。
 家庭や学校で安心して居られる場がない。 ながられたり、放っておかれたり親から心理的な虐待を受けている。 感情表現が素直に出来ない。
 信頼関係が希薄であること（生徒間、生徒 - 教師間） 会話をゆっくりする時間が少ない
 暴力に対して暴力で応じる傾向
 現在の子どものおかれている状況を、教師が理解しかねている。 トータルに子どもを見る目に欠けている。
 生徒個人の衝動性コントロールの障害 他者のいたみ、傷つきに対する共感性の発達の障害
 根本的には「いじめ」と同じ土台にあるものと考えます（表出の違い）。
 こども自身の成長のアンバランス 家庭教育力の不全
 こども自身の成長のアンバランス 家庭教育力の不全
 本人の家庭環境、成育歴上の問題 本人の発達（思春期、反抗期）上の問題 左記の問題に目を向けずに関わった教師側の問題
 生徒を理解してやろうという姿勢の少なさ 子どもの心の中のむなしさ、淋しさ 親の関わりのおすさ
 生徒の気持ちをくみとろうとする細かな配慮に欠ける（先生も親も、周りの大人も） 幼
 い頃からの対人関係の希薄さ
 学校への不満 家庭での不満 学習についてゆけない。
 子どもが居場所を求めている。
 本人の問題 家庭の問題 学校の問題
 いじめられた子が自我を回復するため（いじめる側へ移行） 個性的自由さをもつ子へのねたみ、いらだち。 家庭から、学校から期待される私に行きづまり反逆を開始。
 子供にストレスがかかりすぎている（しなければならないことにしぼられている）。 自分の居場所がない（存在感がない）。 暴力によって問題を解決してきた大人（保護者など）の中で暴力を使うことを学んだ。

不明

仮設教室にいる（ひっこしたこと）。 学校建築工事の騒音などで落ち着けない。
先生方の子どもの見方について問題があるように思います。枠からでる子はすぐ指導という形（体育系）でおさえつけてしまうことに反発する子もいるように思います。

一般的なこととしては語れません。

相談として少ないので...

暴力モデルがTV等であふれていること 暴力をカッコよいものと見なす風潮

暴力行為が少ないのでわかりにくいですが家庭か学校での欲求不満(愛情不足や親の虐待等)が原因ではないでしょうか。

不明

家庭の問題 教師のしめつけ

高校全員入学の風潮のいきすぎ 学業や部活に関心をもてない生徒の一部は、異性交遊や不良行為に生き甲斐を見出していく。 被害者の人権より加害者の人権を重大視する社会風潮による暴力生徒の横行

他者から認めて欲しい気持ちと型通りの理解はして欲しくないという葛藤

生徒(の背景を含め)個人を理解していこうとする姿勢のない教師がいる。 力で生徒を押さえようとする教師への反動 指導できる生徒には指導し、出来ない生徒は見捨てるケースもある。

子供をとりまく環境のストレス(学校システムも含む) いじめ

自己顕示欲が異常に肥大した生徒の存在 家庭の「しつけ」力の低下 父母の指導性が乏しくなっている。

学校、家庭への不満 友達とのトラブル 勉強からの逃避

分かって欲しい気持ちと型通りには理解して欲しくないという葛藤

社会 - 大人の行動

欲求不満 間違った正義感 言語化することが出来ない。

注目して欲しい気持ちのあらわれと、簡単には分かって欲しくないという気の葛藤

管理的な教育体制

小さい頃からのしつけの不十分さによる frustration に対する耐性が弱い。 生徒に言語表現力が身につけていない。 学校等大人の側が一方的におさえつけようとし、それへの対抗手段として暴力へ。

家庭における養育能力の低下 社会的背景(情報過多) テレビ、ゲーム等の影響 学校教育(成績重視、将来が見えない不安)

家庭における養育能力の低下 社会的背景(情報過多) テレビ、ゲーム等の影響 学校教育(成績重視、将来が見えない不安)

ストレス耐性の乏しさ 管理主義的な学校風土 対人関係の持ち方の危うさ

生徒の性格の弱さ(注意力、持続性、耐性の欠如) 自己中心性、及び抽象能力の低調さ

担任の掌中におさまりに切れない性格の偏り(行為障害、各種人格障害の芽の内包) 勉強についていけない、わかるように教えてもらえない、十分にかまってもらえないことへの復習 教師権力、權威の失墜(戦後の進歩的教育の遺産) 女子教員の増加(サラリーマン化)

生徒のストレス 教師が生徒の話を聴けていない。 生徒、教師の情緒的未熟さ

教師の対応の仕方のまずさ(次元の不一致) 教師の態度 生徒の自我の未発達

教師の対応の仕方のまずさ(次元の不一致) 教師の態度 生徒の自我の未発達

(小学生の場合は)親の体罰から子どもの暴力行為につながっている可能性あり 子どもたちが、十分に、エネルギーを発散できていないこと

対教師への暴力行為は高圧的な教師への反抗 対生徒への暴力行為は、怒りのコントロールの下手さ コミュニケーション能力の乏しさ

子どもたちの成長段階の問題 対人関係の処理能力が育っていない 家庭背景

言語表現能力が充分発達していないまま集団生活をしなければならない子どもがいる。 教師や親がコントロールできないことが子どもに見抜かれている。 集団生活を守るとい

うことと個人の感情や行動の自由を守るということを両立させることが難しくなっている。

子どもによってストレスのかかり方に個人差があることに理解が向かない。 家庭のルール、学校のルールに差があり、使い分けのできない子どもは錯乱する。場合によっては、教師がコントロールできないことを子どもが見抜いている。

欲求不満耐性の弱さ 表現の方法の貧困さ未熟さ(押された烙印へのとらわれ、双方とも) 対人関係における信頼感の希薄さ

子どもの変化 生徒、教師間のコミュニケーション

心の発達上の1つの表れ 環境的な要素 受け止めれる場がないこと

教員の父性的力量の欠如 家族機能の低下 生徒本人の対人関係能力、基本的愛情認知の欠如

大人、教師達が生徒の気持ちを踏みにじっている現実に気付いていない。 人と人が相互に思い遣る心の欠如 暴力行為に対する誤った指導のあり方が次の暴力を生んでいる。家庭内のストレス 学校内における人間関係のひずみ 子ども達の心が癒されていない。 生活が忙しすぎる 仲間が競争相手になることがある(受験などで) 本人の性向の問題 交友関係(地域の問題) 放任か放任に近い家庭 小学校、中学校、高等学校各々の対応が発達の課題を踏まえているか否か。 社会の変化(家族、家庭の問題)(メスメディアを含む、情報化社会の問題)

15 配置校において、「暴力行為」の問題にスクールカウンセラーが果たすことが困難な問題点を3つ程上げてください。

状況が本当に目まぐるしく日々変化するため(問題の性質上)、 週1回の勤務では対応に限界がある。

地域との連携ができない。 保護者の意識が低い(親が自分の事情で手がいっぱいという事例が多い地域)。 教職員間の関係性が円滑でなく、生徒個人への対応が後手にまわる。伝統的な生徒指導、担当者の柔軟性のなさ カウンセラーの教師への不信感(根拠のない場合も多い)

週に1回の時間では、なかなか、問題が発生する場に居合わせない。 暴力の問題は学校側が速く処理したい傾向が強く、なかなか、ゆっくりと取り組めない。忙しいので処置するのが速い。

教師集団の結束状態と関係してくるときは、ともするとカウンセラーがはずされてしまう。

即決で処理されることが多く、時間をかけて取り組めない。

任期満了によるカウンセリングの中断は、見捨てられ不安となり、問題をより大きく残すことになる。 1/週の勤務形態なので即対応が出来ない。 生徒指導として処理されてしまった場合、どこまで立ち入ってよいか難しい。

現在、配置校において暴力行為の問題は全くないためわかりません。

暴力行為があった時、即時に対応できない。

現在の段階では「暴力行為」については問題としてとり上げられていないため「問題点」への回答は困難。

on timeに関わることができない(週1回しか学校にいない)、 組織上の問題(それぞれの学校の持つ生徒指導のシステム)

学校側が最初から暴力行為については学校が対処すると決めているため、こちらへはあまりまわってこない

学校側が自分達の「指導」により解決するものとしている。心の問題つまずきとして最初からみようとしていない。

「暴力行為」を起こす生徒はカウンセラーがかかわることに、生徒が非協力的である。勤務時間が短すぎる。週3日位は必要。 教師と意見が合わない。教師は強い指導を望む。学校の体面、ことなかれ主義 担任教師の(組)の抱え込み、セクトイズム、疲れ 子たちの学校不信

契約期間が短すぎる。 契約後の次のカウンセラーがいない(継続性)、 週1~2回なので、緊急の対応ができないことがある。

週1回の勤務体制 問題に即応して動ける体勢がとりにくいこと

行動をおこしている子どもに対して「学校」という場でのカウンセリングはむずかしいと思う。

スクールカウンセラーには関係ないこととして職員間で処理されることが多い。

目立った暴力行為は少ない印象。

情報が必ずしもカウンセラーに届かない。

暴力行為がないのでわかりません。

週1回の勤務形態

常駐しないスクールカウンセラー制度の限界。いじめや暴力など重大問題に関与していくためには常駐による教師の信頼性が必要。

学校と一般社会との基本的な人間関係のずれのようなものが教師に理解してもらえない。

非行の子とのカウンセリングが続きにくい(回数が増せば改善できるが)、 問題が多発すれば対応できる体制を整えることが困難になると予想できる。

暴力・非行等は生徒指導が担当するという枠組みがあること 非常勤のカウンセラーでは十分に対応できない。

校外行為の場合、現場をうまくつかめない。 権限の問題で限界がある。 学校長の全面的理解と強力が重要。

生徒指導上の問題ととらえているところ

相談という形で表に出る前に学校内だけで問題を解決したいという力が強く働く。

生徒との関係が薄い。 直接対応できない。 直接事後処理まで参加できない。

学校内だけで問題を解決したいという力が働くかも知れないということ

教師の指導（の中に、体罰的なかわりが容認されている）

常勤の配置でない。 学校・家庭・地域などの協力のもと、長期的に取り組む必要がある。

常勤の配置でない。 学校・家庭・地域などの協力のもと、長期的に取り組む必要がある。

生徒指導部が対応していて、SCのところには情報が入らない。 「暴力行為」という問題行動はカウンセリングの対象にはならないという根強い考え方がある。

カウンセリングを受ける意志がない。 カウンセリングルームの施設、設備の整備不足。

暴力生徒が喜んで立ち寄りそうなカウンセリングルームになっていない。 暴力生徒には罰則規定に従い、学校が彼らを罰し、日常行動を制限する環境が整い、その一環としてカウンセリングが行われるようにしなければカウンセリングは実行できない。

外部者（暴力団、卒業生、他校の生徒）が絡んでいる場合 SCの能力

リアルタイムに対応することの困難さ 期間限定された勤務形態からくる不信感？

リアルタイムに対応することの困難さ 期間限定された勤務形態からくる不信感？

子どもの数に比べ（2000人）、SCが1人で、週8時間しかないこと 地域の特殊性の壁（SCにとってのこれからの課題） SCが保護者の相談のみでほとんどの時間をとられ、十分な子ども観察ができない。

生徒指導対象として、対応がマニュアル化している。 SCの関わりは「甘やかし」と決めつける方もいる。 SCの対応は時間がかかって「暴力行為」の抑制には役立たないと思われる。

SCの時間制約（リアルタイムで関われない） 家庭が必ずしもSCに理解があるわけではない（家庭への介入のむずかしさ）

即効的でない 罰に傾かない視点（罰を完全否定していないが）

動機付けが少ない生徒を、いかにして継続面接を続けていくか。 教師からの紹介の仕方

でカウンセリングに強制的な感じを受ける etc

教員の閉鎖性 基本的な家族機能への援助力の限界

SCの力量不足 活動時間不足 協力体制、システムの不備

暴力行為は「指導」の対象となることが多い。 相談室の中だけで、話をするのが難しい（場所、時間）

学校内にいるため、安心して子ども達が相談に来にくいこと 暴力行為を行う子達にとって相談という形の接し方がそぐわないこと 毎日いないこと

暴力行為に関する相談がない（前任校でも） カウンセリングの対象と理解されていないのではないか。

- 16 「暴力行為」の問題の改善のために、スクールカウンセラーが貢献できるとすれば、現状以上にスクールカウンセラーの条件としてどのようなことが望まれますか。3つ程上げてください。

週1、2回以上の勤務 地域の警察や児童相談所など行政との連携（郡部ではなかなか難しい）

他機関（警察・補導センター等）との連携体制の整備 保護者への啓発（いじめる・いじめられる双方の親を呼んで討論会を催す等） 生徒への啓発（視聴覚教材をつかって、わかりやすく説明：教育的な働きかけ）

学校における生徒指導の歴史、意義、限界を予断なく理解すること 特に生徒指導担当者とのコミュニケーションを密にして、カウンセラーに何ができるのかを理解してもらうこと

生徒集団の中に全般的にたまっているストレスをつかみとる、そのためにその学校を含む地域性、社会性をよく了解すること

学校側に相談は生指とは別という印象がある。 スクールカウンセラーの身分が学校側にもう少しはっきりする必要がある。 スクールカウンセラーが組織につか個人につか、それらのウェイトを決める必要がある。

事件というよりも「生徒の訴え」という見方を養う。 スクールカウンセラーの勤務内容がもう少し明確になる。 スクールカウンセラーが組織にかかわる時の訓練がいる。

生徒と連続した関係が維持できる勤務体制 学校と地域の関係機関のネットワークがあ

り、安心して動ける体制をつくること スクールカウンセラー同志の連絡会、研修会等の機会を増やすこと

勤務日数を増やす。 生徒のコミュニケーション能力の発達援助 教師がゆっくり話ができるように勤務時間帯を検討

時間の不足 出校回数の不足、せめて隔日なら把握できるように思う。

他機関（医療、司法臨床家）とのスムーズな連携 危機介入時の連絡態勢の整備

常勤 組織の中にきちんと位置づけられること

暴力行為のおこる意味、子どもの心について便りあるいは講習で先生、親、子どもへ伝えていく。

スクールカウンセラーを設置する場合、まずはじめに心理療法家の考え方なりとらえ方なりを教師、学校に伝えていく。あるいは事あるごとに・・

勤務日は週3日以上必要

暴力行為に関するケーススタディーの実施と義務出席 事後相談だけでなく、予防のための指導に参画する。

学校のワクを超えた地域的援助へのサポート 教師と一緒にになっていじめられる子のサポート体制作り ケーススタディーの時間を教師の仕事として確保

契約期間の延長 カウンセリングルームの継続（次のカウンセラーの保障） 緊急時などの時間外勤務の手当ての保障（予算内の項目枠の柔軟性）

週の勤務日数を複数にする。

常勤にまずすること。

スクールカウンセラーとしての経験を重ねること

暴力行為がないのでわかりません。

週に複数回勤務する体制

スクールカウンセラーの常駐制度の確立 教師でもなく親でもないというスクールカウンセラーの第三者的立場や役割を生徒にもっと理解してもらう。

日数の増加 配置期間の延長

SCと教師との意思の疎通を密にするため回数、時間を増やす。 非行の子とのカウンセリングを増やすため（彼らは話したがっている）回数、時間を増やす。 小中高間のSC同志あるいは教師間の連絡を密にする（SC自身がひとつの地域に小中高と兼任し長く関わってやるのもよい）。

暴力とストレス、いじめ等心理的背景との関連について、教師への啓蒙活動 外部機関（例えば補導員や警察）との協力体制づくり

警察側との協力の重要性 情報ネットの確立 家庭裁判所への通告をいかに取り扱うか 常時、学校にいて、担任にサポートできる体制

期間延長 日数増加

格闘技を身につける 忍耐力と冷静さを身につける 一生付き合っていく気持ち

各配置校での期間の延長 日数の増加

先生方の疲れ、たいへんな激務をいたわること

常勤の配置での活動 生徒、先生との交流、校内での位置づけの明確化への努力

常勤の配置での活動 生徒、先生との交流、校内での位置づけの明確化への努力

犯罪心理学や非行少年の心理などの知識も深めねばならない。 生徒指導担当の先生との連携を深めること

彼らは良心や超自我が低調なのでロジャース流のカウンセリングではなく養育的なカウンセリングを学び実施すべきなのではないか。 彼らは自分の行為には責任が伴うこと、またその責任を避けてきた生徒なので、グラッサー流の現実療法的カウンセリングを身につける必要があるのではないか。 臨床心理学以外に合気道や空手を必須単位とすべきなのではないか。

今まで司法関係の人の研修を受けたことがあるが鑑別所等の心理の人が担当者であることが多いと思う。もっと第一線（あるいは現場？）の警察の人からの指導のされ方や接し方などを知らなければいけないように思う。

情報の収集力を高めること ネットワーク作り

情報の収集力を高めること ネットワーク作り

SC配置（在校）時間の増加 予防のための授業、ST、他で、子どもと触れ合う機会を増やすことへの学校側の理解 関係機関との連携

父性的にかかわるためのトレーニングも必要かもしれない。 人間関係を破滅的にしてしまうような怒りの感情をコントロールするためのアンガーマネジメントを学校教育にも導入する。

SCの時間的ゆとり（在校時間） SCへ直接連絡がとれるシステムの構築 関係諸団体との連携

個々の家庭環境ルールに合わせた対応を見つけること 暴力につながる人間関係を把握、

分析し、適切な対応をみつける能力 それにかかわる全体的なシステムを動かす能力
親や教師のサポートの仕方をサポートする。 暴力につながる関係性の修復
特別指導にカウンセリングも加えるための力量を
日数を増やし、対応が常にできる状況にする。 カウンセラーがもう少し教室や学校の中
での存在をわかるようにする。授業をつくることか。
教員の父性的力量への援助力 他機関（福祉、医療）との実質的な連携力
複数制度 活動時間の延長 SCのための相談窓口、ネットワークの整備
SCが学校の中で、他の担当教諭とうまく連携がとれること SCの間の連携がとれる場
があること
2年という区切りがないこと 週に一日は少なすぎる事
非行、犯罪に関する正確な知識を有すること 非行、犯罪少年の心理を十分理解している
こと 児相、家裁と連携をとれる立場が保障されること

(3) その他

- 17 「スクールカウンセラーと児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」やその他の問
題に関し、自由な意見がありましたら記入してください。

教職員間の人間関係を慮って、方法論はセラピストの中に浮かんでも実際に動けないことが
多い

「いじめられた。」と訴える生徒と話していくうちに、本人の被害感が強いことが問題のケ
ースが多くあります。特に思春期は自意識が強くなりその傾向が強く現れる時期です。「見
立て」をして対応しないと問題はより拡大すると思います。

10代のいじめ、暴力問題に対しては、幼少時期の予防教育が重要と考える。
学校の先生が忙しすぎる。生徒とゆっくり遊んだり話をする時間がほとんどない。先生の気
持ちにゆとりがあることが、生徒の不安定な気持ちを受け止めることにつながると思います。
チームティーチングなどの加配ができるといいなと思います。(英会話の先生が、子供にと
ってゆとり、安心して話せる先生になっていたりします)
学校の先生方と距離があるので、一緒に考えようというより、SCを利用するように思って
下さって嬉しい。

保護者が未熟、生活を安定して送りにくい、夫婦関係を保ちにくい、不安を自分の中におさ
えきれないといった問題がみられ、相談にも乗りにくい印象がありました。

休み時間のカウンセリングルーム開放等リラックス空間の存在。
養護教諭の増員による複数位置がのぞまれる。保健室の心の癒しの場としての重要性は今後
更に大きくなる。

「いじめ」を主訴としてかかわったケースはない。不登校で親や生徒とかかわる中で、以前
に学級内でいじめを受けていたことが心の傷となっていたケースがある。

同じSC(できれば2名くらい)が幼から高校くらいまでひとつの地域を担当し、問題を持
つ子と長く関わってやれば学校教師への助言もでき、地域の人材・資源も活用して地域の中
で子どもを育てていけるのではないかと思う。

問題行動への対応は、現在の訪問活動日数では無理。学校側が話し合いたいときに不在の場
合が多く、緊急な対応ができない。

先生とは異なった存在であるSCの位置づけ、学校全体の理解(ex 授業時間でも生徒が相
談できる etc) 設備(フリールームの様な)

先生とは異なった存在であるSCの位置づけ、学校全体の理解(ex 授業時間でも生徒が相
談できる etc) 設備(フリールームの様な)

最近の生徒の問題行動は欲求不満や葛藤解消に基づかないで葛藤や自覚の乏しい性格の偏り
や未熟さが主な背景、原因になりつつある。それ故、従来からの開放型の伝統的心理療法が
役に立たなくなるつつある。問題生徒には、生徒の規制や罰則がきちんと加えられ、彼ら
をある程度枠はめしてやり、葛藤を起こさせ、困らせないとカウンセラーの仕事は成り立た
ない。今のままでは、規制の弱いところではカウンセラーは昼あんどんになってしまう。

1、不幸にも傷害事件に発展するようなケースもある。その場合、警察や家裁などとも連携
をとり、最終的には子ども一人一人が伸びていく方向に手助けをとれば良いと思う。

2、「いじめられる側」「被暴力側」のケアも大切。 3、予防する対策を講じてゆくこと。
SCの仕事として、いじめられる側、暴力の被害者のケア、及び予防的対応が大切だと思
います。

いじめにしても暴力、それから不登校にしても子どもの問題行動は、表れ方に違いがあるだ

けで根は一つだと思っている。ある程度までは成長段階におけるプロセスの一つと考え、じっくり見守る覚悟が必要ではないでしょうか。

問題に対面する教師に対する支援のあり方

拠点校方式で1中学校と3小学校を担当している。各学校間の差異、体質の違いが大きい中、問題点はたくさん見えても周りは忙しい人ばかり。心痛む事は多くても児童生徒達に慰め励まされています。

第4章

総括：スクールカウンセラー活用調査研究委託事業を振り返って

スクールカウンセラー活用調査研究委託事業について

県教委義務教育課

スクールカウンセラー活用調査研究委託事業のまとめ

臨床心理士会 副会長 武庫川女子大学 教授 馬殿 禮子

学校に新風を吹き込む

播磨町立播磨中学校 校長 加藤 敏雄

伸びてゆく子どもたちの傍にいる幸せ

小学校スクールカウンセラー 岡崎 順子

スクールカウンセラーの仕事を考える

中学校スクールカウンセラー 住本 吉章

高等学校のスクールカウンセラーとして

高等学校スクールカウンセラー 荻野 千尋

スクールカウンセラー活用調査研究委託事業について

兵庫県教育委員会義務教育課

1 概要

文部省は、学校を取り巻く諸環境の変化等を背景とする不登校やいじめ、暴力行為など、いわゆる児童生徒の問題行動等の複雑化・深刻化に鑑み、児童生徒や保護者へのカウンセリングや教員への助言など、学校におけるカウンセリングの機能の充実を図るため、平成7年度から臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有する専門家を学校に配置するスクールカウンセラー(以下SCと略記)活用調査研究委託事業を開始した。

当初各都道府県3校の計画であったが、本県は阪神・淡路大震災の直後で児童生徒の心のケアが喫緊の課題であったため、SCの追加申請が認められ16校で本事業を開始した。

以後、平成8年度30校、平成9年度65校(これに加え、神戸市須磨区の事件を受け、須磨区の小・中学校21校に緊急派遣)、平成10年度111校、平成11年度138校、平成12年度146校と、いずれの年度も国の平均を大きく上回る研究委託校数で調査研究を行ってきた。

【研究委託校の推移(神戸市を含む)】

		平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
単位数		16	30	65	89	94	101
学校数	小学校	8	10	16(14)	31	47	55
	中学校	7	17	38(7)	67	78	77
	高等学校	1	3	11	13	13	14
	計	16	30	65(21)	111	138	146

単位：スクールカウンセラーが1校当たり年間280時間勤務する場合1単位とする。

平成9年度の()は神戸市須磨区に緊急配置した学校数(外数)。

平成9年度までは単独校方式のみ、平成10年度から単独校、拠点校、巡回の3方式となる。

2 調査研究の成果について

(1) 教職員に関わること

ア 専門家からの助言や援助を得ることで、教師自身がカウンセリングマインドを高めることができ、自信を持って指導・対応ができるようになった。

イ 生徒指導において、教員がまず生徒の話を聞くことから始められるようになったため、頭ごなしの指導が少なくなり、生徒の本音に迫ることができるようになった。

ウ 相談者の了解を得た上でSCと担任とが情報の共有化を図れたことにより、効果的な家庭訪問や電話相談を行うことができた。

SCが教員に対して児童生徒に対する指導の進め方に関するコンサルテーションを行ったり、教員と連携してカウンセリング等を行うことにより、教員にとって、実際の指導的的確性の向上、心の余裕を持って対応できる等の成果があった。

(2) 児童生徒・保護者に関わること

ア カウンセリングを受けた生徒は、学習、友人関係、教員への不満、異性への関心など思春期特有の悩みを誰もがもっていることが認識でき、以後の学校生活に落ち着きを見せだした。

イ カウンセリングを受けた保護者の情緒が安定したことで、学校と家庭が連携して問題解決に当たることができ、子どもの生活にも落ち着きが出てきた。

ウ SCは、養護教諭と連携しながら保健室登校をしている生徒に積極的に関わり、遊戯療法や表現療法、箱庭療法等を通して生徒の交友関係を整理させ、学級復帰へと導いた。

専門性を生かした個別のカウンセリングを通して、児童生徒・保護者の悩みの相談に効果を上げるとともに、保護者対象の講演会等を通して、親として子どもをどう理解しどのように関わっていけば良いのかなどの示唆を与えるなど、問題行動等の予防的指導に寄与した。

(3) 学校の指導体制等に関わること

ア 相談体制が確かなものになり、予防的カウンセリングができるようになった。

イ SCの配置により、校内で学習・進路に関わるキャリアガイダンスと心の相談としてカウンセリングの2本立ての相談体制を整備することができ、生徒の様々な悩みに対応できるようになった。

ウ 「相談室便り」を発行して、思春期の心の動きなどの知識を啓発したり、相談日を広報することにより、生徒・保護者が気軽に相談できる体制を作った。

SCの学校内での位置づけが確立し、SCを核としてこどもセンター(児童相談所)や公的医療機関との連携が強化されるなど、関係機関等との協力体制を築くことができた。

3 調査研究の課題等について

(1) 問題行動等への関わり

研究委託校における児童生徒の問題行動等とカウンセラーの関わりについての調査では、SCは不登校やいじめの事例の内33～40%に関わり、一定の成果を上げている。一方、これに比べ暴力行為の事例については9～18%しか関わりがない。

今後、暴力行為等についても、学校及びSCが相互に認識・理解を深め、より積極的な関わりをしていくことが望まれる。

(2) 指導体制の充実

児童生徒の問題行動等に適切に対応するためには、児童生徒の心理面でのケアが重

要であり、そのためには学校におけるカウンセリング機能を強化することが必要である。しかし、ＳＣが全ての相談等に応じていくことには限界があり、ＳＣと教員が相互に有機的な連携を図り、効果的な相談・指導を行える指導体制をさらに模索し、確立していく必要がある。

また、今後の学校におけるＳＣの活用については、集団教育の場での問題行動等の予防的・発見的取組の在り方についても一層の拡充を図っていくことが求められる。

スクールカウンセラー活用調査研究委託事業のまとめ

兵庫県臨床心理士会 副会長 武庫川女子大学 教授 馬殿 禮子

はじめに

文部省は平成 13 年度から 5 カ年計画で、すべての公立中学校へスクールカウンセラーを配置する方針を公表した。更に、将来は学校教育法施行規則でスクールカウンセラーの業務を定め、制度化を目指しているとも報じられている。

平成 7 年度より開始された「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」は 12 年度で終了するが、これまでの実績が認められて、飛躍的に拡大した新事業として新生する。

スクールカウンセラー活動の 6 年間を振り返り、今後の活動に寄与したい。

1 導入時期の活動 - スクールカウンセラーって何する人？ -

社会問題化した「いじめ・不登校問題」への一つの対応策として、教師とは異なる専門性をもつカウンセラーの導入が試みられた。学校社会のどこにも位置づけられていない存在のスクールカウンセラーは、試行錯誤的に動いていたというのが実状であった。

活動は被災地加配を含む 16 人でスタートした。配置校は激震地で、教育環境も整備中で、相談室の確保は困難であり、座る場所や常駐場所が定まらない上、本事業の意図も全職員に十分に理解されていない状況の学校に入って行った。何より社会性が必要な時期でもあり、どこに座っていいのか戸惑い、教師も話しかけていいのか気遣ったという。教師も被災し、校内にはうつ的な沈んだムードが漂う時期に活動が開始されたのである。子どもへのケア組織ができている学校では、スクールカウンセラーがメンバーとして位置付けられたが、ほとんどは学校社会にどのように溶け込むか、その方策に苦労していた。何をなすべきか、各人が学校の事情に合わせた柔軟な対応が望まれた時期でもあった。

当初の配置計画（各府県 3 人）が本県は 13 人加配と変わり、臨床心理士会の理事会で検討した結果、学校現場に知見のある、また震災後のケア活動経験者や大学関係者が中心の配置となった。先駆者としての責任を感じるものの、モデルなくマニュアルもなく「自らの存在そのもので勝負」と決意したが、それは文字どおり命懸けの仕事であった。

2 阪神・淡路大震災後の心のケア - 教職員や復興担当職員とともに -

平成 7 年 1 月 17 日未曾有の被害を受けた後の人々は、大地も住む家も壊れ傷つき病んでいる街での生活に心も傷つきつつ、むきだしの暮らしを余儀なくされる避難所や仮設の住まいを続けていた。やり場のない怒りと不条理感そして無力感が覆う場で、臨床心理士として心のケア活動に従事した。一人では辛すぎる体験を、せめて側にいて一緒に受け止めようとする様々な活動と、子どもたちに対しては何ができるのかと迷いながら、乗

り越えるエネルギーの回復を願った活動などを続けた。様々な立場の人々が、それぞれ役割を担った共同ケア活動であった。学校で子どもを守る教師とも連携し、ときには教師の後方支援に回りながらの活動もした。教室で教師と一緒にグループワークも実施した。

兵庫県の場合、このような震災後の教師との共同活動の経験が、スクールカウンセラーの導入を容易にして、子どもを守る同士として受け入れられていたと思われる。

文部省事業のスクールカウンセラーは被災地にウエイトを置いて、平成7年度から16,30,86,89,94、平成12年度は101単位と増加されている。疎開先の地域にも広げて配置されたし、各市町単独で、また県事業としてもカウンセラーが配置された。

時が経過し、損壊した校舎が修繕・新築され、住環境も少しずつ整って外面的には復興が進んで来た。しかし、すべてが復旧したわけでない。平成8年から毎年実施されている兵庫県教育委員会の「教育的配慮を必要とする児童生徒数」の経緯をみると、激震地に集中し、平成10年の4106人をピークに12年は3812人と毎年4000人前後の存在を示している。ケアの必要な子ども数が累積しないでほぼ同数を保つのは、回復したりまた卒業する人数とほぼ同数が、新しくケアを要する子として出現していることをも意味する。震災時に乳児であった子どもが現在は学齢期に達していることも考え合わせると、まだまだ震災の影響を念頭に置く必要があり、今も傷痕の深さを伺える事例に遭遇する。

学校現場では、子どもの問題を早期に発見し深刻化を予防しながら、ケア担当専任教員としての視点を浸透させて活動する教育復興担当教員(定数枠外の加配教員として207名)や養護教諭らと連携し、両輪的なチーム活動により子どもの心の回復を図っている。

震災の直接的恐怖は治まってきた。が未だ癒えない傷をもつ子どもらの健やかな成長の為に、常駐する教育復興担当教員らの存在は大きく、今後も連携した活動が必要である。

3 神戸須磨少年事件発生 - スクールカウンセラーは何ができたか -

平成9年5月に発生した少年による殺傷事件は、映像メディアによる臨場感を盛り上げるような報道も加わって、子どもも大人も不安をかきたてられた。このパニックに対処すべく、当該区の21校にスクールカウンセラーが緊急配置されたのも震災の教訓に基づく危機介入であると思われる。その後容疑者として同じ地域に住む中学生が挙げられたときには、犯人が特定化された安堵より大きいショックを受けたが、学校という場で日常性を回復させ、子どもに安心の感覚と笑顔を取り戻すことを目標にした試みに、スクールカウンセラーも加わった。一方、スクールカウンセラーの活動を「不安の御用聞き」「役に立たないカウンセリング」「なすすべなく米国流ケアを導入」など実情を知らない誤解報道も流された。それに動じず、教師らとともにその責務を真摯に果たしたと思われる。

4 今、スクールカウンセラーの活動は

平成10年に、臨床心理士として震災後の活動やスクールカウンセラー経験をもち兵庫教育大学の上地安昭教授を所長とし、スクールカウンセラーの研修や活動のさらなる展開に向けて調査研究を担当する心の教育総合センターが兵庫県立教育研修所に設置された。スクールカウンセラー活動の拠点でもある。13年度からの新制度実現という結果を導い

たのは、6年間のスクールカウンセラーの専門性と外部性を特徴とした活動が、「役に立つ」活動として認められた証しであると思われる。実際、年を追って担当ケースやコンサルテーションなどが増加し活動領域が広がっている。しかしながら、現実には課題は山積している。いわゆる生徒指導上の問題や、全生徒を対象にする心の保健や予防的側面にもカウンセラーの視点が必要とされ、直接的間接的関与が求められている。

5 今後の課題 - 学校臨床心理士と専門性 -

学校での活動には、「待つ」だけでなく震災後のケア活動の経験が生かされたが、これまでの心理臨床行為の枠を越えるものもある。学校という場でのカウンセラーの実践を通して、新しい学校臨床心理学を確立していくことも課題である。「カウンセラーのパラダイムシフト」と杉村兵庫県臨床心理士会長が指摘する、この発想の転換は重要であろう。

さらに、研修の問題も大きく、スーパーヴァイザー制度の導入も視野に入れて検討し、「期待を裏切らない活動」へと充実させて、全中学校派遣に備えなければならない。

現在、学校臨床心理士の希望者の居住地が偏在している。この傾向の大きな変化は今後期待できない。配置の希望に応じられる方策の協議・検討もまた重要な課題である。

学校に新風を吹き込む

播磨町立播磨中学校長 加藤敏雄

今、学校教育では、「不登校」、「いじめ」、「非行」、「校内暴力」等の生徒指導を中心とした多くの難題があり、その解決が迫られています。私は、日々、教育ほど指導者によってその効果に違いのするものはないと感じてきたし、保護者との連携なくして、これからの学校教育はなりたないと思ってきました。そこで、教育改革の第一歩として、平成12年度からスクールカウンセラー制度を学校現場に導入することにしました。

以下、スクールカウンセラー(以下SCと記す)活用調査研究委託事業のまとめとして、その成果を報告することにします。

1 生徒たちへのカウンセリング

5月の全校集会で、生徒たちとSCとの出会いの場をつくり、SCから自己紹介、相談室案内、相談室でどんな活動をしたのかなどについてやさしい言葉でPRしてもらいました。保護者へのアプローチも文書で行うとともに、担任からも各教室で生徒たちに説明してもらいました。これらの働きかけにより、多くの生徒から相談日の予約がなされ、来談者が少ないのではないかと当初の心配は吹っ飛んでしまいました。

本校では、SCに昼休みや放課後の相談だけでなく別室登校の生徒の相談にもものってもらっています。また、不登校生徒の家庭を訪問してもらい、本人の成長への支援はもとより、生徒と親、生徒と担任とをつなげる役割をも担ってもらっています。ある生徒は、現在、SCの助言により担任とEメールを交換し、連絡を取り合えるようになっています。このように、SCの働きかけと生徒の変化により、当初は一部の教師ではあったが、SCとの連携がうまくとれるようになっていきました。

2 教職員へのコンサルテーションやスーパーバイズ

SCを囲む全教職員を対象にした研修は学期に1回行い、必要な教職員はその都度スーパーバイズを受けています。この相談業務で大切なことは、教職員の中から相談担当者をまず定め、窓口になってもらい、SCと教職員との間のパイプ役を果たしてもらうこと。次に、SCとの相談内容では、このようなことがあったとの事実の列挙だけでなく、「その生徒の自己実現への今の課題」、「本人のその課題への気づき」、「その生徒の取組と教職員の支援過程」、「取組の成果とその生徒の次の課題」などを焦点化し、どこをどうしたいかを話し合いスーパーバイズを受けるように心がけています。

ところで、当初、教職員が一番悩んだことは、「個を大切にする」とか、「生徒一人一人を尊重する」とかいわれても、その生徒をどこまで受け入れるか、また、受け入れるためには、教職員がどこをどのように変えたら良いかが見えてこないところでした。また、何人かの教職員からは、他の生徒のことを考えると、その生徒の甘えを許しているように

なり、どうしても納得できないとの意見がありました。しかし、SCから、相談室では生徒の心の内なる世界を知るために、まず、本人の話をじっくり聞いていくこと、そして、本人の気持ちをしっかりと受け止めること、そして、本人の感情が整理されていくなかで、その課題解決の具体的な取り組みの手順が本人から語られるようになっていくこと、そこで、SCはその本人の取り組みを愛情を持って粘り強く支えていくように心がけていくことなどが話されました。

このようなアドバイスを何回となく受け、教職員一人一人の中に、自分の考えや気持ちをひとまず横に置き、生徒の気持ちをしっかりと聞こうとの気運が見えてきました。そして徐々にではありましたが、教職員自らが自己受容を図ろうと努力していきました。私は、この流れから「学校に新風を吹き込む」ということばの本当の意味はここにあると納得することができました。

また、SCから、これからの学校教育で大切なことは、二者択一的な考え方、例えば、生徒指導が大切か、カウンセリングが大切かではなく、生徒たちも自分（教職員）も共に同じ人間であり、共に教え合うことが大切だというように、より大きな価値観（人間尊重）に立って教育を見直すこと、すなわち、総合的な教育（人間回復の教育）に変化させていくことの大切さについて気づかせていただきました。

そして、これからの学校教育では、心の専門家としてのSCのコンサルテーションやスーパーバイズを受けながら、教職員自身が「ものの見方・考え方」を変えていくこと、そして、そのための手順や方法、総合する力等を体得していくことであると感じました。なお、この教職員のパラダイムシフトこそが、教育を質的に変えようとする教育改革の中核をなすものと感じました。そこで、町内の各学校の担当者にお集まりいただき、SCを囲んでの研修会を何回か持ちました。そこで、このSCのカウンセリング・マインドを火種として持ち帰り、多くの教職員へ伝えるとともに、教育改革に役立ててほしいと強くお願いした次第です。

3 保護者へのカウンセリング

学校が地域のセンター的役割を果たすためには、まず保護者との連携が第一であると考え日々努力してきました。特に、PTAとの連携に力を入れてきましたが、不登校生徒の養育に悩む保護者には、もっと個別的な支援が必要であり、心の教育の専門家であるSCの力を借りながら、保護者への支援に力を入れることにしました。

不登校傾向の生徒を持つ保護者の皆さんに学校に来ていただき、SCのアドバイスを受けながら、ある時はグループで、ある時は個別的な面接により話し合いを深めていきました。特に、我が子の学級担任が、日々どのような心づかいをしているかが見えず、親として不安になり、担任との心の距離ができがちであったので、この点にも焦点を当てた取り組みをしていきました。

特に、お父さん、お母さん、家族の人たちへの働きかけにより、より良い環境づくりができ、本人のセルフコントロールが進むとともに、心の安定が図られ、再登校ができるようになりました。また、何人かは、町の「ふれあいルーム」にも参加しております。なお、このような変化により多くの保護者から感謝の言葉が聞けるようになりました。

4 おわりに

学校から学習を終え、帰路につく生徒たちの何人が良い顔をして帰ってきているでしょうか。日々、すべての生徒が良い顔をして帰っていくには、学校教育の中にまったく新しいものを取り入れ、心の通った良い人間関係をつくっていく必要があると思います。

そして、その新しいものとは、すべての教職員が

- (1) ありのままの自己になる
- (2) 生徒に細かい心配りができるようになる
- (3) 生徒の世界をあたかも自分の世界であるかのように感じ取れるようになる

ことであると考えています。今こそ、教育改革を実効あるものにするためにも教職員一人一人が勇気を持って、これらの点での自己変革を図っていくことが必要ではないでしょうか。

伸びてゆく子どもたちの傍にいる幸せ

- スクールカウンセラー活用調査研究委託事業のまとめ（小学校） -

大阪府済生会中津病院内科（臨床心理）
スクールカウンセラー 岡崎順子

スクールカウンセラー（以下 SC と略す）として子どもの心に寄り添う時、多くの子が心の深い所にしまっている柔らかく大切なものそっと見せてくれる。

1 小学校時代の特質

小学生は素直で可愛い。教室の後ろに立っているとサッと椅子を持ってきてくれたり、給食のおかずを分けてくれようとする思いやりに満ちた子どももいる。

著名な青年心理学者のスタンレー・ホールは青年期を「疾風怒濤の時代」と評したが、小学校時代（学童期）は「凧の時代」と呼んだ。小学生は発達途上人である。100%善良な子も100%悪い子もいない。一人一人の子どもの中に、後々に飛躍的に成長する芽、問題行動を引き起こす芽の両方が、既に内包されていると感じる。

鹿島和夫編「一年一組せんせい、あのね」には、小学生の優れた感性やユーモア、倫理観を示す詩が多く載せられている。

たのしい日 せんさい みき
たのしい日って どんな日があるかしつとう
いろんなたのしさが あるんちゃうねんで
かなしさがいっぱいあるから たのしい日があるねんで

学校は社会の縮図だ。不登校、いじめや非行の他にも、ありとあらゆる問題が存在する。極端な問題行動がその子の特質から生ずる場合もあるが、小学生の場合に限れば、その背景に家庭の問題が見えかくれすることが少なくない。私が経験したどの小学校にも複雑な家族背景を背負った子どもが何人かいた。『事実が小説より奇なり』というが、現実の重さにしばしばたじたとした。その状況を深く理解した上で一人一人を見ていくと、子どもたちはずいぶんけなげに生きていると感じる。小学生の段階では、問題行動がある種の信号発信の場合が多い。SOS を敏感にキャッチし、担任や家庭と連携をとり、適切に関われた場合、子どもたちは見違えるほどしっかりした良い表情になり、大きな成長を遂げるように感じる。

2 万引きをしたA君 = 問題行動を良く変わる契機に

万引きした子がいた。その子の行為は確かに悪い。ただ、みえてくる背景があった。震災後、父と母は離別し、母の実家に引き取られた。出奔した母に代わり、年若い母の妹が一家の家事とこの子の母親役を引き受けているようだった。

担任に見せられた夏の思い出の絵は 暗い、人っ子一人いない、寂しげな海の風景だった。実際、この子はひどく痩せて不安そうな目をしていた。

担任に呼び出された叔母は、

「A のせいでお勤めにも遊びにも行けず、私の青春は台無し。それなのに万引きをしたり悪戯をする。お陰で私は謝ってばかり。A を見ているとムシャクシャして殺したくなる」と告げた。A 君の孤独を思った。万引きの「戦利品」の大半は、友達にばらまかれたようだった。貢ぐことで関心を買ひ、仲良くして欲しいという信号と感じた。

万引きは悪い。問題行動は早期に発見し、その芽を刈り取る対策を講じるべきだと思う。しかし SC としては、問題が起こった時を「良く変わる時」と捉えたかった。

A 君の叔母は、担任の薦めで SC に会いに来て下さった。お話をうかがいながら叔母の苦労をねぎらい、学校で感じる A 君の良さを伝えた。そして、

「今が大切な時期、良くも悪くも変わる、どうせなら良く変わらせたい。一日に一つずつ A 君の良い点を見つけて褒めて下さい」とお願いした。

「何にも褒めることなんて見つけれません」と行って帰られたが、「今が大事な時」という感覚は共有していただけたようだった。

担任には、しばらくは学校での些細な問題行動は全て伏せ、良いニュースだけを選び、毎日連絡帳に記してもらった。

ある日は「速く走れました」。

別の日には、「今日は友達を保健室へ連れて行ってあげられました」。

連絡帳を通し、A 君を改めて見直し始められた叔母は、少しずつこの子の良さを見つけていけるようになっていった。それとともに A 君を可愛いと感じ始められたようだった。時間は掛かったが A 君は落ち着き始め、問題行動は目に見えて減っていった。

「相変わらず謝ってばかり」とおっしゃりながらも、叔母は楽しげに参観や運動会に参加されるようになっていった。

3 学期に入り、「自分の赤ちゃん時代のことをお家の方に聞きましょう」との課題が出たとき、祖父が今までこの子の目に触れさせずにおいた両親の写真を見せながら、「今は一緒に暮らせていないけれど、どんなに父と母がおまえが生まれたことを喜んだか、どんなに愛してくれたか」を話されたそう。赤ちゃんの時の写真を模写した A 君の絵は素晴らしかった。色とりどりのクレパスで塗られ、髪の毛の一本一本まで丁寧に描かれていた。

今でも相変わらず痩せてはいるが、明るい表情になり、級友と元気に過ごしている。

3 小学校でのSC活動の実際

SC として着任する時、「苦しい時だけでなく、嬉しい時、悲しい時、どんな時でも気軽に声を掛けてね」と子どもたちに伝える。

筆者は学校での SC 活動をクリニックモデルにしたいとは思わなかった。問題が起こる前のもっと柔らかな段階で、予防的対応がとれればと考えた。

子どもたちの伸びやかな成長を願って、部屋のネーミングをしてきた。

「みんなの部屋（誰でも入って来て良いんだよ）」

「のびのびルーム（思いきりリラックスしようね）」

「ドリームルーム(たくさんの夢を拡げようね)」

与えられた部屋の大きさや位置はさまざまではあったが、共通して考えたのは、

- * ホットできる空間になるように
- * こころの栄養に満ちた場所になるように
- * なるべく規制を少なくしよう。

危険なことや他者に危害を及ぼすような行為はもちろん即座に叱るが、それ以外の多少のケンカはゆったりと眺めていたい。人間関係のトラブルをこえていく力を含め、子どもたちがいるんな体験を通し大きく成長していったと願った。

床は畳や絨毯にし、冬にはコタツを置き、子どもたちが自由に入出りできるように努めた。そのせいか休み時間になると、部屋はいつも子どもたちで溢れた。SCの横にぴったりとくつつく子、お絵かきをしたり絵本を読む子、大きな遊具で思う存分遊ぶ子。楽しい子どもの傍らにいられるのは、幸せなだった。

中には自分から個別相談やカウンセリング希望で来室してくる者もあったが、そのほとんどが友達の心ない言動、いさかい、イジメの訴えであった。このような子どもたちは自己アピールできる強さを持っている点で、健康な子が多いと感じた。話に耳を傾け、わずかなヒントを与えるだけで晴れやかな表情になってクラスへ戻っていく場合が多かった。

担任からソッと依頼される子どもとは、さりげなく声掛けをしたり、アートセラピーやリラクゼーション法を導入しながら、本人の心的エネルギーが回復するように努めた。

もちろん保護者や教師のカウンセリングや相談にも応じた。

4 特殊な活動

「子どもの個性は遊びの中で開花する」(神谷美恵子) 遊びは子どもの心身を育てる栄養。現代の小学生を取り巻く状況(都市化や核家族化、電子ゲームの普及など)を考えると、全身を使い、仲間と思いきり遊ぶ楽しさを知って欲しいと思った。放課後に「遊ぼう会」などの企画をたてた。大ドッジボール大会や泥んこ遊び、フィンガー・ペインティングやストーリー・テリングなどを行った。1/4近い子どもが学年を越えて遊んだ。

「子どもがいつも嬉しそうに『あそぼう会』のプリントを渡し、『また、申し込んでね』というので、とても楽しい体験を重ねているに違いない」とのお便りもいただいた。

また、個別相談や講演会の講師役を通じ、様々な育児不安を聞くなかで、保護者ともっと関わりたいと、グループでの「子育てを語ろう会」を実施した。語ろう会は、転勤族や年若いお母様に好評で、

「子育ては不安や悩みだらけなのですが、この場に来て、他の方も悩んでいらっしやるのだとわかり、少し楽になりました」という感想や、

「先輩のお母様から、『うちもそうだったけれど、こんなふうになり抜けた』とか、『ゆっくり眺めていけば、時間が解決してくれる』などの言葉をいただき、ホッとしました」などのSCも、温かくなるような感想が多く寄せられた。『語ろう会』は素晴らしい交流の場となり、一部の学校ではSC活動終了後も母親中心で継続されている。筆者も時間が許す範囲で、時々参加させていただいている。

子どもたちをよりよく理解するために授業や給食に入れていただき、集団の様子を観察

し、時には「心の授業」も受け持たせていただいた。

5 子どもは未来からの贈り物---だからこそ良き学校を

こけないで歩けるようになった子はいない。子どもは失敗を通して成長する。

逆説的に言えば問題を起こす子どもは「良く」変われる可能性を秘めている。迎合や押しつけでなく、独りの先を歩く者として、子どもと真剣勝負で向き合いたい。『悩みは恵み』と信じ、思いをかけ、眼差しを注ぎながら子どもの傍らにいたい。

小学生の時代、まだ未分化の時に、心の畑を十分に耕し、しっかりと根を張らせたい。子どもは未来からの贈り物。

幼い子どもたちはまっすぐな目で学校を見つめ、教師を見ている。まだ独りでは生きて行くことなど出来ない未熟な存在。未開ゆえの素朴さと魂の煌めきを内に秘めながら、粗野でもあり、悪しきことも吸収しやすい。それゆえにこそ環境の影響をそのまま受ける。善と悪との間で大きく揺れ、自身の内に大きな矛盾を孕みながら、子どもたちは、天使にも悪魔にもなれる存在である。

すべての子どもが満たされた、幸せな状況で育てられているわけではない。だからこそ、子どもに良き学校を用意したい。幼い日に優れた大人に出会える子どもは幸せである。素晴らしい教師のいるクラスの雰囲気は一目で分かる。生き生きとして活気に溢れているにも関わらず、無軌道ではない。逆にほんのりと温かく、さりげない思いやりで満ちて優しい。そこでは、どんな子どもも、問題を起こしながらでも、いつの間にか居場所を確保している。そして1年後には信じられないほどの成長を見せる。私は学校現場で何人かの優れた先生たちに巡り会った。そして胸の深くを揺すぶられるような、子どもの魂の成長に立ち会わせていただいた。

一人でも多くの子どもたちが小学校の場で、豊かな人間性の基礎を育んでくれればと願う。伸びゆく時代：小学校の SC として子どもの傍らにいられることの恵みに感謝し、これからも励みたいと思う。

参考資料： 岡崎順子「スクールカウンセラー 2 年間のあゆみ」2000.12 私家版

筆者は平成 9 年 5 月から 13 年 1 月現在まで、3 市において
単独校 3 校（小学校）うち一校は須磨の少年事件のさいの緊急配置、
拠点中学校 2 校：うち一校は市教委派遣（校区内の小学校計 6 校）
巡回校方式（中学 1 校+小学校 2 校）を経験した。

字数の制限から、関わった問題行動の詳細や子どもたちの変化、SC 終了時に施行したアンケート結果の詳細を記載できなかった。興味を持たれる方は上記の参考資料としての冊子をお読みいただきたい。

（関わった問題：不登校、非行、イジメ、発達、家庭の問題 身体症状、震災関連を含む PTSD ほか）

スクールカウンセラーの仕事を考える

住本 吉章

私は平成9年度以降4年間に、スクールカウンセラーとして、4中学校に入らせて頂いた。その経験を紙幅の許す範囲で、簡単に振り返ってみたいと思う。

1. 学校の見立て

スクールカウンセラーは、カウンセリングの出前もちであってはいけない。クライアントとの初回面接と同じように、学校の課題を早くつかみ、何時でもそれに応じられるよう備えることが大事である。その仕事は、学校・家庭・地域の抱えている諸課題を学校とともにシステムとして、創造的に解決していく仕事でありたいものである。

2. 治療モデルか発達（教育）モデル化か

かつてスクールカウンセラーは、学校に「治療モデル」を導入すべきか「発達モデル」を導入すべきか、が問題になったことがある。

(1) 不登校

不登校にはさまざまな種類がある。従来 of 神経症的な不登校生は、早く登校したいと思っているので、相談活動が成り立つ。このような対象こそが、臨床心理士のもっとも得意とする分野であり、環境さえそろえば「治療モデル」が導入できる。

ところが最近、急増している低学力・非社交性・無意欲・無気力な不登校生には、カウンセリングが成り立ちにくい。母親もパートで忙しく、休んでばかりおれない。従って、彼らにはカウンセリングルームが適応教室のなかで、性格・態度・学習、等の未解決な発達課題を、じっくり時間をかけて達成してもらわなければならない。その意味で彼らには、「発達モデル」の適応が望まれる。

(2) いじめ

いじめ被害者の心的外傷を取り扱うには、認知治療等の「臨床モデル」が適当である。しかし教室での適応力をさらに向上させるには、ソーシャル・スキルズ等を修得させなければならない。この仕事は行動療法に属するが、彼らの未発達な社会性を学習させるのであるから、「発達モデル」を導入することになる。

3. 心理教育と教職員研修

いじめ加害者には、現実療法が適しているようだ。現実療法はれっきとした「臨床モデ

ル」に属するが、その方法は適応教育とでもいうべき分野である。

いじめ被害を受けた生徒がカウンセリングを終えて教室へ帰ると、そこには、いじめが待ち構えている。その際には、担任にいじめ撃退法を指導してあげなければならない。

他の学級でもいじめが蔓延しているなら、学校全体として、いじめ対策を講じなければならない。それらを考えると、いじめについて全教職員の研修が不可欠となる。

最近あちこちの学校で、構成的グループエンカウンターを取り入れ、いじめや不登校対策を行っている学校がある。これなどは、心理教育による自我強化を意図したものであろう。

このようにみえてくると、スクールカウンセラーの仕事は「臨床モデル」や「発達モデル」の領域を越えている、と言わざるをえない。

4．不登校のサイン

筆者が今、もっとも力を入れているのは、不登校傾向の生徒をできるだけ早くみつけ、早期に治療・指導する方法の開発である。

(1) 無気力化 (2) 心配性 (3) 存在感の希薄化 (4) 友人・教師関係の希薄化 (5) 身体化反応等から総合的に、不登校傾向の生徒を探し出し、事前指導する方法である。

これなどは、臨床で得た情報を学級経営にどう生かすかということであって、臨床と教育の融合である。

5．むすび

スクールカウンセラーが学校に入るということは、臨床活動の日常化ということもあり、臨床心理学の教育化ということでもあって、それはひいては、学校内の教育活動が豊かになることであろう。

高等学校のスクールカウンセラーとして

荻野 千尋

平成9年度から、兵庫県立須磨東高等学校でスクールカウンセラーとして、活動しています。9・10年度は年間10回程度（長期休暇を除き月1回、1回4時間）11年度からの2年間は、文部省のスクールカウンセラーとして、年間35回（1回8時間）になりました。

最初のお話は、年間6回で、内容も教職員の研修やスーパーヴァイズということだったので、教育研修所で毎年お手伝いさせていただいておりましたし、私自身も勉強になりますから、気楽に学校を訪ねました。ところが、保健室登校が2名、その他、体調不良を訴えて、日に何度もやって来る常連が毎日数十人、それをひとりの養護教諭が孤軍奮闘で、きりきり舞いといった現状でした。とりあえず、保健室登校の生徒をみてほしいと依頼され、生徒と直接会うのなら、せめて月1回（心もとない限りですが）は必要とお願いし、これはすぐ受け入れられました。本当に切羽詰まった状態で、スクールカウンセラーが教育相談を担当する、保健室に所属するといったことも、お引受した後で分かったという次第でした。しかし、実際には毎週のように養護教諭から、状態の相談の電話がかかり（もちろん、いつでも電話相談に応じると伝えておりましたし）大丈夫かなと、綱渡りの気分でした。保健室登校の2名以外の生徒とも会っていましたし、なんとかやりおうせたのは、養護教諭との信頼関係を、早い時期に築くことができたからだと思います。

文部省のスクールカウンセラーとして毎週行くようになったことに伴い、保健部も拡大保健部会として、各学年と生徒指導部から1名ずつ参加して、会議を開くようになりました。若い先生方が熱心に参加して下さり、その週の保健室利用状況から、留意する生徒について私がコメントしたり、ときにはカウンセリングゼミナールを開いたりもしました。最初は毎回カウンセリングゼミを予定していたのですが、留意する生徒が多すぎるのです。しかし、このコメントが生徒理解に役立つようで、後で質問等、話し込んで帰られたりすることもよくあります。もっとも、私の方が次々予約があって、中断してしまうことが多いのですが。

こういった定例会議の他に、問題を抱えた生徒に対する共通理解のための「緊急会議」もよく開きます。教室に入れない、学校に来られない（来たくない）がと、原因は様々ですがスクールカウンセラーが扱う大半の問題のようです。高校は単位制なので、即、単位との戦いになります。また、いじめがらみの友人間のトラブルや、最近増えてきた非行化傾向、ストーカー被害などによるPTSD等、緊急を要するケースが何件も同時進行しているのが、学校の現状なのです。

問題を抱えた生徒が「こういうことで辛いんだ、助けて！」と訴えてくることは稀で、遅刻や早退、教師への反抗的な態度（時には暴力）服装の極端な乱れなどのサインに、根気よく対応してやっている（この辺はベテランの養護教諭が、なにか緊急性を感じて、

私に回してくるので)カウンセリングに繋がります。そして「隠れた原因」が分かってくると、私自身も「えっ、こりゃ大変」とびっくりするようなことが、しょっちゅうあるのです。もちろん生徒に対し守秘義務を基本的には守ります。ただ担任等には仮に分かったとしても、生徒を傷つけないぎりぎりの所まで伝え、見守ってもらうことが結果的に生徒の援助になるようです。生徒にとって、保健室もスクールカウンセラーも緊急の避難場所で、本来の場所はあくまで教室であることは、彼らもよく分かっています。教室にいるのが辛い等のケースも、家庭問題や非行が絡む場合や、対人恐怖がベースにある場合など複雑です。担任だけでなく、学年主任や部活の顧問をはじめ、その生徒に係わる多くの教師の「見守る体制」が、援助に繋がります。また、保護者へも連絡をとっていきますと、「実はご相談したくて、ずっと迷っていました」と、すぐにとんでこられることが多く、こちらから、声をかけていくことの大切さを学ばせてもらいました。

開かれた相談室にしていくために、もっと生徒との距離を縮めていくために「心の教育」ということで、1・2年生対象の授業にも取り組んでいます。内容は養護教諭が研修で受けてきた「風景構成法」が良かったということで、予め拡大保健部会でやってみて、これならということで決定しました。私の講義式のものより、体験できることの方が良いと思いました。やり方は 主旨を簡単に説明し、お互いを尊重する意味で、描くときは無言で。描きおわったら、お互いの絵について話し合う。最後に絵の見方を、簡単に説明し、もっと話したい人は個人的に(数名でも)相談室に来るように指示。「絵」は各自で持ち帰らせる。簡単なアンケートに記入させて終了、といった内容です。

以上の内容を50分でやるのは、私にとっては、かなり緊張を要する真剣勝負です。しかし、最初はざわついてふざけても「不安な気持ちに負けないで頑張ろう、他の人も絵に取り組んでいるよ」等、声をかけると静まっていき、真剣に描いてくれます。この作業が新鮮で楽しいようで、多くの感想が「クレパスで描いたのが楽しかった」とあります。大半の生徒がまたやってほしい、楽しみにしていた授業で予想以上に楽しかった、等の感想が多いことが、私自身の大きな励みになっています。

授業以外に、保健委員の生徒によって毎月発行される「保健ジャーナル」にも、思いつくままのエッセイを書いています。箱庭や心理学関係の本(貸し出し可)の紹介、恋愛の相談にもきてね、等の誘いに来室する生徒もあり、結構読んでくれてるのだなあと、嬉しくなります。また、相談にきている子から、「先生、あれおもしろかったよ」等、お褒めに預かることもあります。仲良しになった教師からは「先生のエッセイだけは(職員室で)みんな読んでますよ、あとは読んでないけどね。」なんて言われると、つつい調子にのって、風呂敷残業に精を出してしまいます。

学校現場を、教師の研修を通じてしか知らなかった私にとって、スクールカウンセラーとして、学ばせていただくことはたくさんありました。と同時に、教師にとっても、スクールカウンセラーの目を通して、学校を見直す機会になったように思います。そして、生徒を援助していく行程で、お互いの理解や尊敬が深まっていくことが、生徒への理解・尊重を同時に深めていくことであることを、私も先生方も、何度も体験できた有意義な2年間でした。

平成12年度スクールカウンセラー研究連絡会 実施要項

- 1 目的
平成 12 年度スクールカウンセラーを中心にして、「『児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動』」についての研究連絡を行い、学校におけるスクールカウンセラーのより効果的な活用を図る。
- 2 主催
県立教育研修所心の教育総合センター
- 3 共催
兵庫県臨床心理士会
- 4 日時
平成 12 年 7 月 15 日（土） 13:30 ~ 16:30
- 5 会場
県立教育研修所 所在地 加東郡社町山国2006-107
電話 0795-42-3100（代表） 0795-42-6556（ダイヤルイン） fax 0795-42-5393
- 6 参加対象者
平成 12 年度スクールカウンセラー（80 名）
- 7 アンケート
・目的 平成 12 年度スクールカウンセラー研究連絡会の基礎資料とするため
・依頼 アンケート数 104（配置の学校・教委ごとのスクールカウンセラーに依頼）
・内容 別紙「『スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動』に関するアンケート」
- 8 日程（別紙「平成 12 年度スクールカウンセラー研究連絡会日程表」）

平成12年度 スクールカウンセラー研究連絡会 日程表

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|-------|
| 1 開会挨拶 | | 13:30 |
| | 県立教育研修所 所長 | 乾 征夫 |
| 2 「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」 | | 13:40 |
| | 兵庫県臨床心理士会 会長 | 杉村省吾 |
| 3 基調提案「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」 | | 14:00 |
| | 県立教育研修所 心の教育総合センター 所長 | 上地安昭 |
| 4 分科会 - 「児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」を中心にして - | | 14:20 |
| (1) 小学校部会 | | |
| (2) 中学校 A 部会 | | |
| (3) 中学校 B 部会 | | |
| (4) 中学校 C 部会 | | |
| (5) 高等学校部会 | | |
| 5 全体会 | | 15:40 |
| | 兵庫県臨床心理士会 副会長 | 馬殿禮子 |
| (1) 各分科会報告 | | |
| (2) 全体討議 | | |
| 6 閉会挨拶 | | 16:20 |
| | 県教育委員会 義務教育課主幹兼生徒指導係長 | 森野正路 |

平成12年度スクールカウンセラー研究連絡会 参加者名簿

No	氏名	平成年度	平成年度
1	飯田 美智子	川西市	
2	池田 圭子	小郡中	
3	石井 玲而		神戸拠本山南中
4	今塩屋 登喜子	社、西脇高、西脇中	
5	遠藤 裕乃		龍野高、太子町
6	大谷 道子	龍野西中、上郡中	
7	大仲 重美		有野台小
8	岡崎 順子	浜脇小	神戸市巡
9	萩野 理恵	須磨東高	
10	金田 恆孝	西宮市	三田西陵高
11	糠野 亜紀子	西淡町	緑町
12	後藤 浩子		小野
13	小西 言子	けやき台	今田中
14	小林 優子	武庫東中	
15	齋藤 誠一	垂水中	
16	白井 貴	摩耶兵庫高	
17	炭村 真木子		播磨中
18	住本 吉章	二見中、稲美	神部小
19	高木 公人	鷹取中	長坂小
20	高木 忠彦	望海、岩屋中	
21	瀧口 裕子		菅の台小
22	伊達 雅子		魚住東中
23	谷口 正己		伊川谷高
24	谷口 正弘	五色町	香寺、小野
25	辻 平次郎	宝塚第一小	
26	塚 莊祐	神戸市巡	
27	綱島 正子	加古川市	
28	戸田 弘子		尼崎巡
29	永井 陽子	猪名川中	
30	長坂 由香		香住第一中、日高東中
31	馬殿 禮子	尼崎西高	
32	浜崎 祐子		佐用中
33	浜名 昭子	福崎西中	
34	林 由香		加東郡
35	松本 直美	瓦木中	
36	真庭 恵子		太子町拠
37	森 友子		神戸拠櫻野台小
38	吉田 晴美	山の手小	長田南小
39	田中 宏	淡路高	有馬高
40	富阪 三子	山東町	
41	目黒 信子		笹原中
42	山本 真由美	加古川市	
43	中村 美智子		狭間中
44	馬殿 禮子	尼崎西高	

1	杉村 省吾	兵庫県臨床心理士会 会長	
2	馬殿 禮子	兵庫県臨床心理士会 副会長	
3	森野 正路	県教育委員会義務教育課 主幹兼生徒指導係長	
4	富樫 暁宏	県教育委員会高校教育課 指導主事	
5	乾 征夫	県立教育研修所 所長	
6	吉田 和志	県立教育研修所 副所長	
7	上地 安昭	心の教育総合センター 所長	
8	富永 良喜	心の教育総合センター 主任研究員	
9	古田 猛志	心の教育総合センター 主任指導主事	
10	小林 宏	心の教育総合センター 指導主事	
11	住本 克彦	心の教育総合センター 指導主事	

平成 10 年度スクールカウンセラー研究連絡会報告書
「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」

平成 11 年 3 月発行

目 次

はじめに

兵庫教育大学教授 心の教育総合センター所長 上地安昭

シンポジウム「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」の提言から

1 スクールカウンセラーの立場から

武庫川女子大学 助教授 馬殿禮子

2 スクールカウンセラー配置校の立場から

神戸市立駒ヶ林中学校 校長 清水孝暉

3 スクールカウンセラーの先生に期待すること - 専門治療施設の現場から -

県立清水が丘学園 治療課長補佐 八木修司

4 教育行政の立場から

県立教育研修所 所長 辻重五郎

校長・教頭へのアンケート結果の分析 - スクールカウンセラー活用の実態調査研究 -

兵庫教育大学教授 心の教育総合センター所長 上地安昭

「スクールカウンセラー活用についてのアンケート」結果

スクールカウンセラーへのアンケート結果の分析

- スクールカウンセラー活用の実態調査研究 -

兵庫教育大学助教授 心の教育総合センター主任研究員 富永良喜

「スクールカウンセラーへのアンケート」結果

資料（アンケート用紙）

1 スクールカウンセラー活用についてのアンケート

2 スクールカウンセラーへのアンケート

平成 11 年度スクールカウンセラー研究連絡会報告書
「スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて」

平成 12 年 3 月発行

目 次

第 1 章 スクールカウンセラー制度の現状と発展的課題

兵庫県臨床心理士会 会長・武庫川女子大学 教授 杉村 省吾

第 2 章 スクールカウンセラー研究連絡会 - スクールカウンセラーと不登校 - 研究討議要旨
小学校部会

山手小学校・美賀多台小学校（拠点校） スクールカウンセラー 井上 幸子
中学校 A 部会（拠点校、巡回校方式）

尼崎市 スクールカウンセラー 大塚 美和子

中学校 B 部会（単独校方式）

猪名川中学校 スクールカウンセラー 永井 陽子

高等学校部会

社高校・西脇高校・西脇中学校 スクールカウンセラー 今塩屋 登喜子

全体会

心の教育総合センター 主任研究員・兵庫教育大学 教授 富永 良喜

第 3 章 スクールカウンセラーからみた

「不登校の課題とその対応の実態」に関する調査研究

上地 安昭（心の教育総合センター）

古田 猛志（心の教育総合センター）

第 4 章 スクールカウンセラー活用マニュアル

心の教育総合センター

資料

平成11年度スクールカウンセラー研究連絡会 実施要項・日程

平成11年度スクールカウンセラー研究連絡会 参加者名簿

「スクールカウンセラーと不登校」に関するアンケート用紙

「スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動」に関するアンケート

本アンケートは、「文部省スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」として指定されている「調査研究内容」によって立案され、テーマは「児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」に関するものです。

平成 12 年度スクールカウンセラー研究連絡会（2000 年 7 月 15 日）における討議のための基礎資料としてスクールカウンセラーの方々の意見を伺います。

なお、本アンケートの「暴力行為」は文部省の「校内暴力」の定義にそって（1）生徒間暴力（生徒同士間の暴力行為）（2）対教師暴力（教師に対する暴力行為）（3）対人暴力（自校以外の人への暴力など）（4）器物損壊（学校の施設などを損壊する暴力行為）の 4 つの形態を含むものとして理解ください。

それでは、次のそれぞれの質問に対し、回答欄の答えの中から該当するものの番号に、印をつけてください。また、自由記述回答欄への記入をお願いします。

校種： 1 小学校 2 中学校 3 高等学校
性別： 1 男 2 女

【いじめについて】

① 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。

1 はい 2 いいえ 3 わからない

② 配置校において、児童生徒の「いじめ」問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがありますか。

1 はい 2 いいえ 3 わからない

③ 配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、「いじめ」問題が改善ないし好転した事例がありましたらその概要を簡単にお書き下さい。

④ 配置校における「いじめ」問題はどの程度深刻ですか。

1 非常に深刻な状況にある。 2 やや深刻な感じがしている。
3 特に深刻な状況にあるとは言えない。 4 全く深刻な状況ではない。
5 どちらとも言えない。

⑤ 現状のスクールカウンセラーの活動によって、学校の「いじめ」問題の改善は可能だと考えますか。

1 大きく改善されると思う。 2 ある程度改善すると思う。
3 改善するとは思えない。 4 全く改善するとは思えない。
5 どちらとも言えない。

⑥ スクールカウンセラーから見て、学校の「いじめ」問題は何が原因だと考えますか。3つ程上げてください。

1

2

- 7 配置校において、「いじめ」問題にスクールカウンセラーが果たすことが困難な問題点を3つ程上げてください。

1

2

3

- 8 「いじめ」問題の改善のために、スクールカウンセラーが貢献できるとすれば、現状以上にスクールカウンセラーの条件としてどのようなことが望まれますか。3つ程上げてください。

1

2

3

【「暴力行為」について】

- 9 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、直接児童生徒のカウンセリングを担当したことがありますか。

1 はい 2 いいえ 3 わからない

- 10 配置校において、児童生徒の「暴力行為」の問題で、教師や保護者からの相談を受け支援したことがありますか。

1 はい 2 いいえ 3 わからない

- 11 配置校において、スクールカウンセラーがかかわって、「暴力行為」の問題が改善ないし好転した事例がありましたらその概要を簡単にお書き下さい。

.....

.....

.....

- 12 配置校における「暴力行為」の問題はどの程度深刻ですか。

1 非常に深刻な状況にある。 2 やや深刻な感じがしている。
 3 特に深刻な状況にあるとは言えない。 4 全く深刻な状況ではない。
 5 どちらとも言えない。

- 13 現状のスクールカウンセラーの活動によって、学校における「暴力行為」の問題の改善は可能だと考えますか。

1 大きく改善されると思う。 2 ある程度改善すると思う。
 3 改善するとは思えない。 4 全く改善するとは思えない。
 5 どちらとも言えない。

- 14 スクールカウンセラーから見て、学校における「暴力行為」の問題は何が原因だと考えますか。3つ程上げてください。

1

.....

2

3

15 配置校において、「暴力行為」の問題にスクールカウンセラーが果たすことが困難な問題点を3つ程上げてください。

1

2

3

16 「暴力行為」の問題の改善のために、スクールカウンセラーが貢献できるとすれば、現状以上にスクールカウンセラーの条件としてどのようなことが望まれますか。3つ程上げてください。

1

2

3

【その他】

17 「スクールカウンセラーと児童生徒のいじめや暴力行為等の問題行動」やその他の問題に関し、自由な意見がありましたら記入してください。

ありがとうございました。

スクールカウンセラー、さらなる活用に向けて
- スクールカウンセラーと児童生徒の問題行動 -

12 教 T 1-020A4

2001年 2月15日 発行

著者：兵庫県立教育研修所 心の教育総合センター
〒673-1421 兵庫県加東郡社町山国2006-107
TEL:0795-42-3100 0795-42-6556(ダイヤル)

印刷：竹内印刷株式会社 Takeuchi Printing
兵庫県小野市王子町 669-1
TEL:0794-63-6300(代) FAX:0794-63-5234